



第 3 期

阪南市

子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
阪南市

はじめに

本市では、これまで「子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」を基本理念に掲げ、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現をめざして、平成 27 年に「阪南市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年に「第 2 期阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に取り組んでいます。



国においても、令和 5 年 4 月に、こども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策の企画立案・推進が行われています。

また、令和 5 年 12 月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けての取組みが進められています。

こうした社会的な背景の中、令和 6 年度で計画期間が終了となる「第 2 期阪南市子ども・子育て支援事業計画」の後継として、「第 3 期阪南市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

仕事と子育ての両立、育児の孤立化等、子育て施策に関する課題はありますが、様々なケースに対応した多様な施策を講じるためにも本計画を推進し、「子ども子育てまんなかのまち」を実現することで、本市にビジョンと実行力を、市民に希望と誇りを取り戻し、「住みやすいまち、憧れのまち阪南」をつくってまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました、阪南市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「阪南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」などに御協力いただきました市民の皆様及び団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

阪南市長

上甲 誠

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定体制	4
5 計画の対象	4
第2章 本市の子育てを取り巻く現状等	5
1 人口の推移	5
2 世帯と就労の状況	8
3 本市の就学前教育・保育施設の設置状況及び利用状況等	10
4 アンケート結果からみる現状	12
5 サウンディング型調査	20
6 第2期計画期間における実績	22
7 第2期計画の振り返りと今後の方向性	31
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本的な考え方	39
2 基本理念	39
3 基本目標と施策の体系	40
第4章 子ども・子育て支援事業における基本目標ごとの取組	41
基本目標1 こどもが心身ともに健やかに育つ環境づくり	41
基本目標2 こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり	43
基本目標3 安心してこどもを産み、育てることができる環境づくり	47
第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	53
1 教育・保育提供区域の設定	53
2 幼児期の学校教育・保育	53
3 地域子ども・子育て支援事業	55
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	60
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	60
6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携	60
7 ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携	60
8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進	60

第6章	こどもの貧困の解消	61
1	趣旨	61
2	貧困に関する定義について	61
3	アンケート結果からみる現状	62
4	本市が抱える課題と今後の方向性	73
5	基本目標	75
6	基本目標ごとの取組	76
第7章	ひとり親家庭等自立促進	84
1	趣旨	84
2	アンケート結果等からみる現状	84
3	本市が抱える課題と今後の方向性	95
4	基本目標	96
5	基本目標ごとの取組	97
第8章	計画の推進	102
1	計画の推進主体と連携の強化	102
2	計画の進行管理	102
資料編		103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対し不安を抱える保護者が増加している傾向にあります。

また、児童虐待の顕在化や経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、人口減少や社会全体の多様性など、こどもと家庭を取り巻く環境はより複雑化しており、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

こうした状況の中、国においては、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの最善の利益を第一に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

そして、令和5年4月の「こども基本法」の施行と合わせて「こども家庭庁」が創設され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するための、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されるなど、こども家庭庁のリーダーシップの下、政府全体でこども施策を推進していく体制が整備されています。

また、令和3年12月の「子ども・子育て支援法」及び「児童手当法」の改正、令和4年2月の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の変更など、既存の施策の拡充や見直しなどが進んでおり、子ども・子育て支援の転換期を迎えています。

さらに、こどもの貧困の解消をめざすために、国は、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施すべく、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、総合的な取組を推進しています。令和6年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます。

また、ひとり親家庭への支援も拡充され、これまで以上に、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、さらなる支援施策の強化が推進されています。

こうした近年の社会潮流や本市のこどもを取り巻く現状、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を踏まえ、本市の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に取り組むために、「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、一体的に策定します。

さらには、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の第10条に基づく「市町村計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の第12条に基づく「自立促進計画」も包含し、こどもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

◆子ども・子育て支援事業計画

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法(第八条)】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

◆こどもの貧困解消計画(市町村計画)

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第十条)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

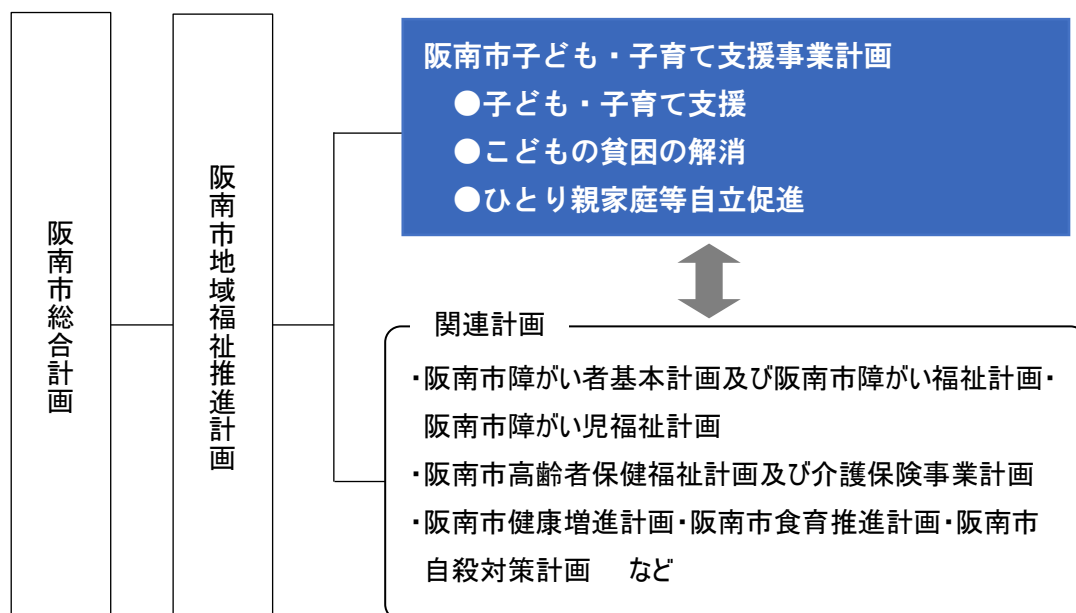
◆ひとり親家庭等自立促進計画(自立促進計画)

【母子及び父子並びに寡婦福祉法(第十二条)】

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

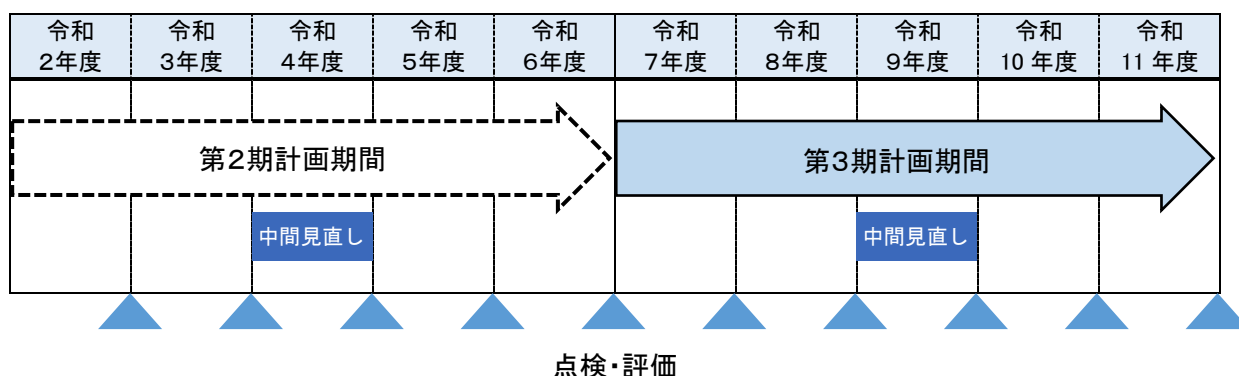
(2) 計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「阪南市総合計画」を最上位計画として位置づけ、地域のつながりを大切に、互いに助け合いながら“共に生き、支え合う社会”の実現をめざす「阪南市地域福祉推進計画」をはじめ、各関連計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度までの第2期計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、こどもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の状況を踏まえ、中間年度（令和9年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した計画の進捗に努めます。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「阪南市子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

5 計画の対象

阪南市に在住する妊婦やその家庭、12歳未満の児童とその家庭の全てを対象とします。

ただし、施策の内容等により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

第2章 本市の子育てを取り巻く現状等

統計資料、教育・保育に関する事業の実績、アンケート結果等を踏まえ、第2期計画の始期である令和2年度以降を中心に、社会変化や市民ニーズの変化について分析します。

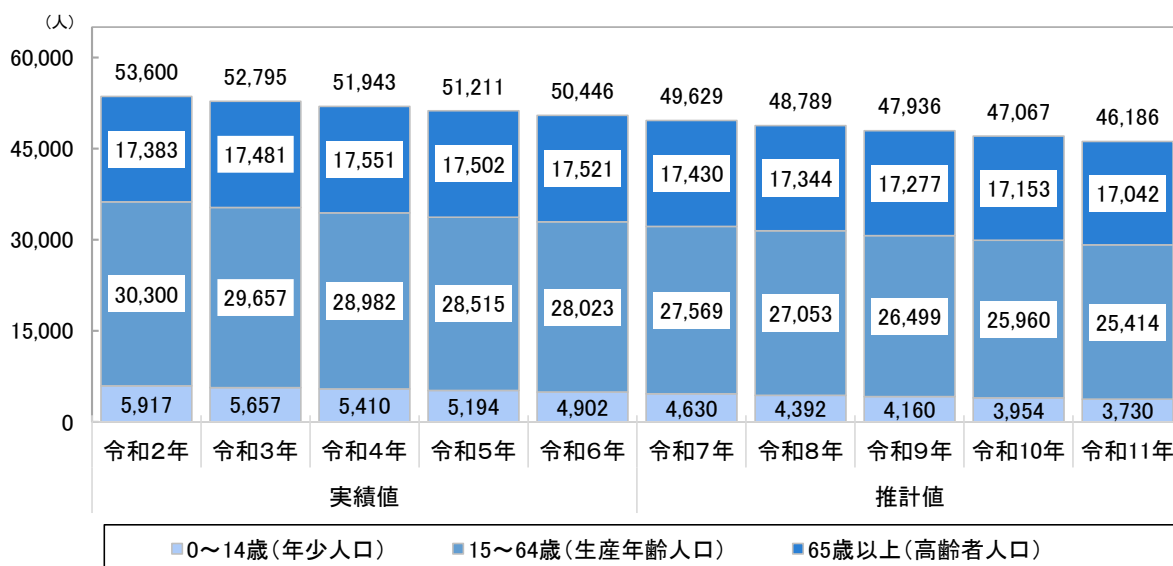
1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口

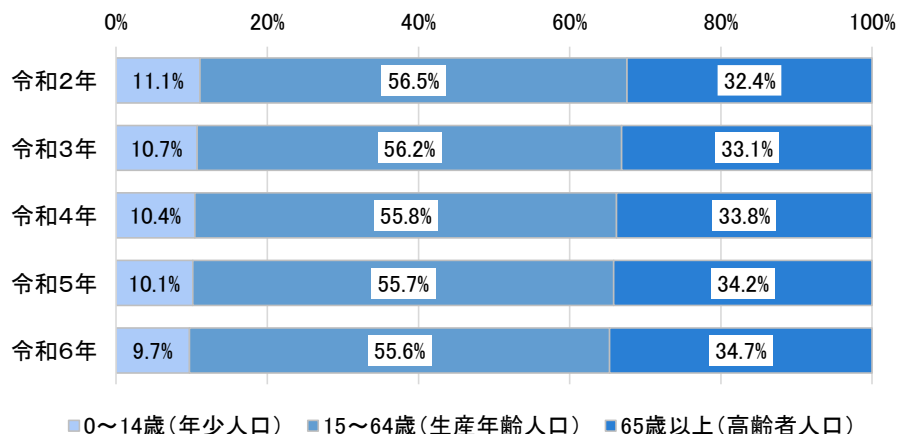
本市の人口は減少を続け、令和6年で50,446人となっています。増加傾向にあった「65歳以上（高齢者人口）」についても、令和4年をピークに減少に転じ、少子高齢化と合わせて本格的な人口の減少局面に突入しています。

年齢3区分別の人口割合は、「65歳以上（高齢者人口）」のみ増加傾向にあります。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口割合の推移

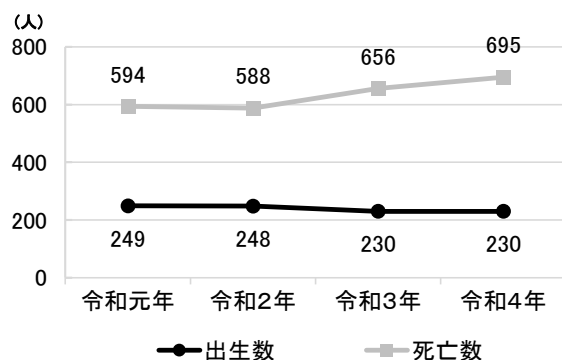


(2) 人口動態

本市の出生・死亡の自然動態については、死亡数が出生数を上回る状況が続いており、令和4年では、死亡数が出生数を465人上回っています。

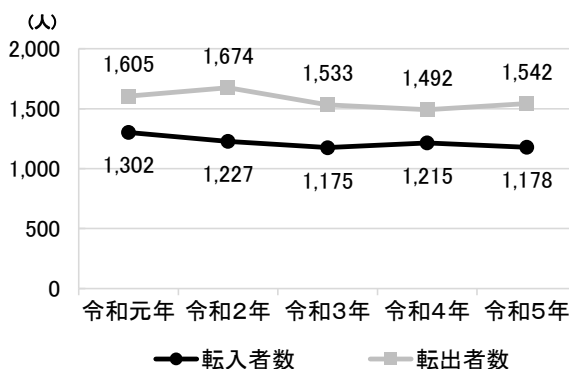
転入・転出の社会動態については、転出者数が転入者数を上回る状況が続いており、令和5年では、転出者数が転入者数を364人上回っています。

◆自然動態



資料：人口動態統計

◆社会動態



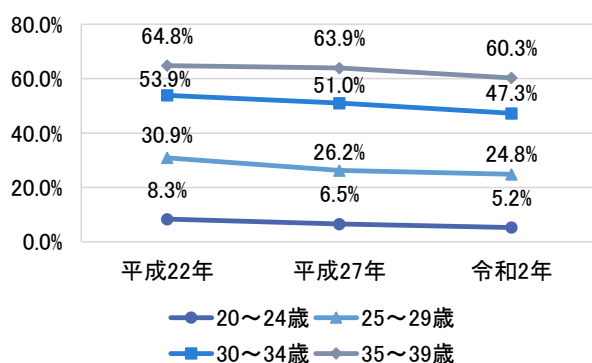
資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 有配偶者率と未婚率の推移

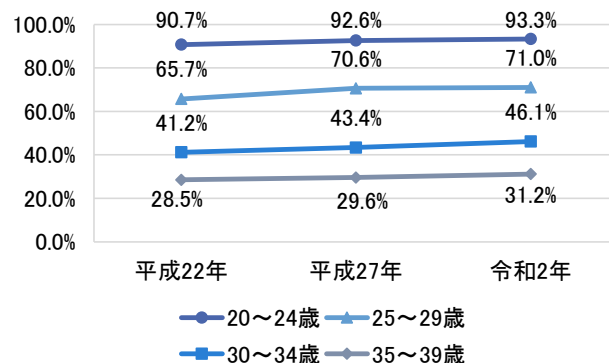
本市の有配偶者率は、平成22年と比較して、いずれの年代においても減少しています。

一方、未婚率についてはいずれの年代においても増加しています。

◆有配偶者率の推移



◆未婚率の推移

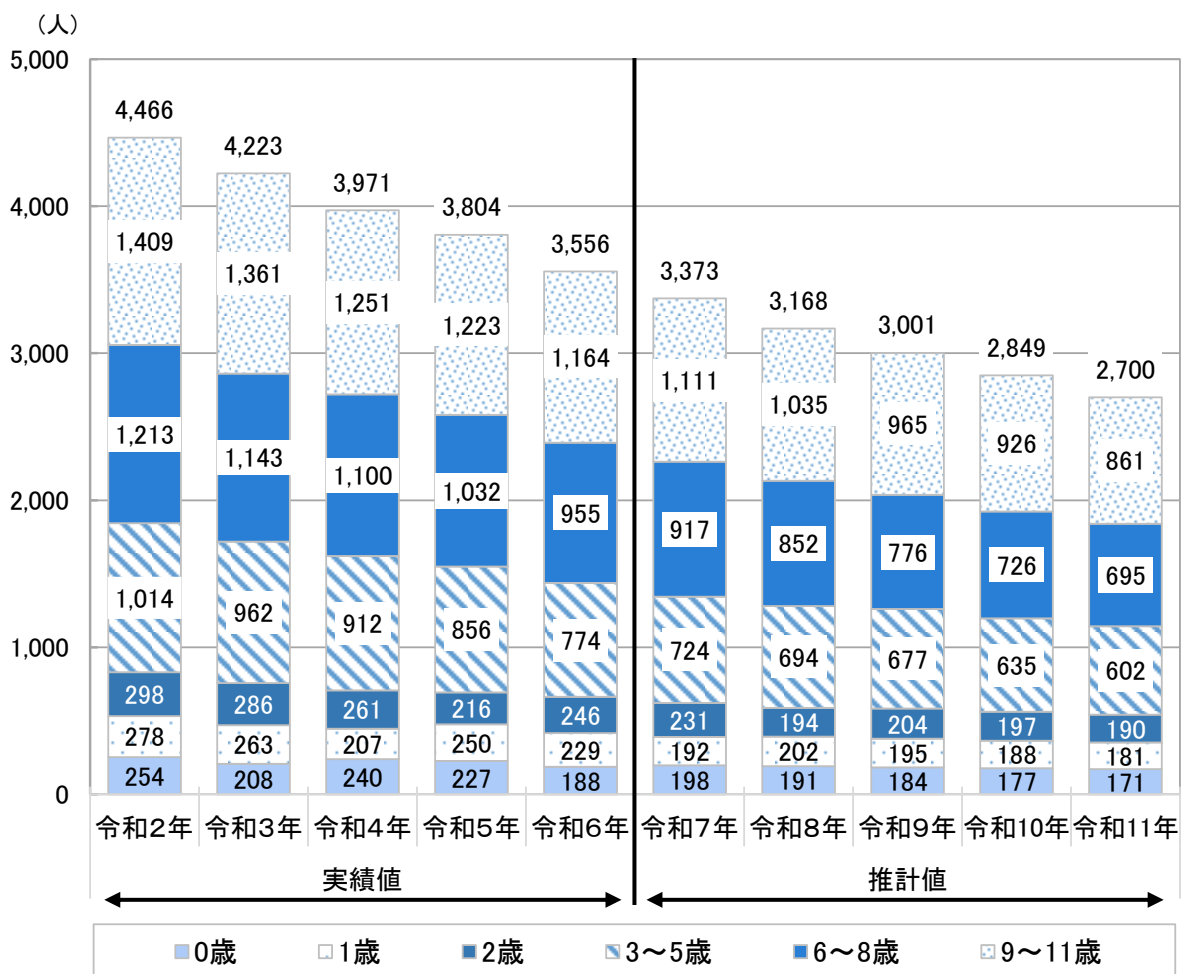


資料：国勢調査

(4) 児童数の動向

本市の12歳未満の児童数については、年々減少しています。令和6年では3,556人となっており、今後も減少は継続するものと見込まれ、本計画の最終年度である令和11年では2,700人となることを見込まれます。

◆児童数の推移と今後の推計



資料：〔実績値〕住民基本台帳（各年3月末）

〔推計値〕住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で算出

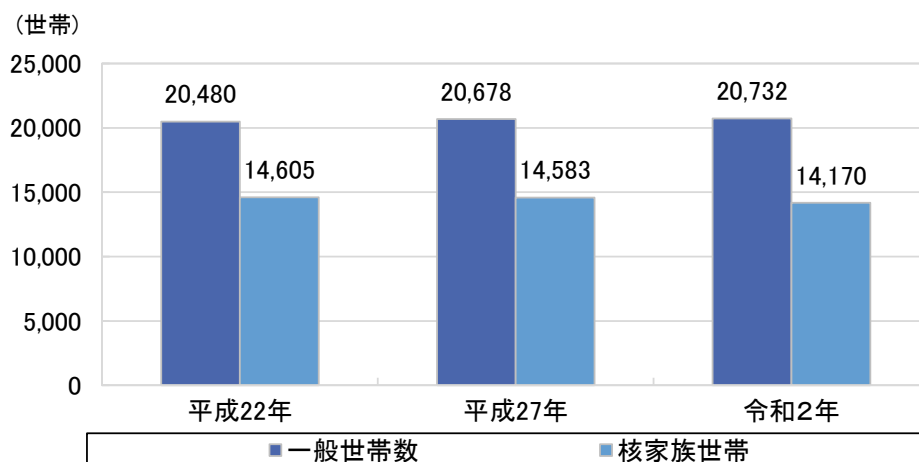
2 世帯と就労の状況

(1) 世帯の状況

一般世帯数は年々緩やかな増加傾向にあり、核家族世帯は緩やかな減少傾向にあります。

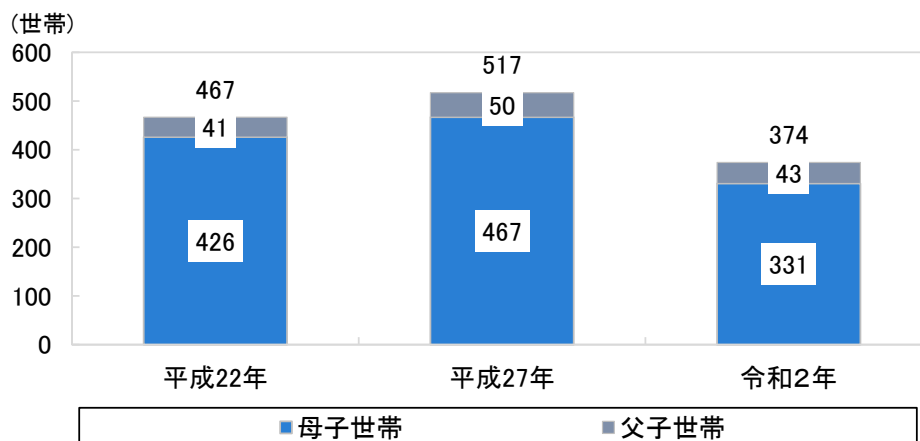
ひとり親家庭は、平成 27 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年で減少し、平成 22 年と比較すると全体で 93 世帯減少しています。また、ひとり親家庭のうち、母子家庭の世帯割合は9割程度となっています。

◆世帯構成の推移



資料：国勢調査

◆ひとり親家庭の推移



資料：国勢調査

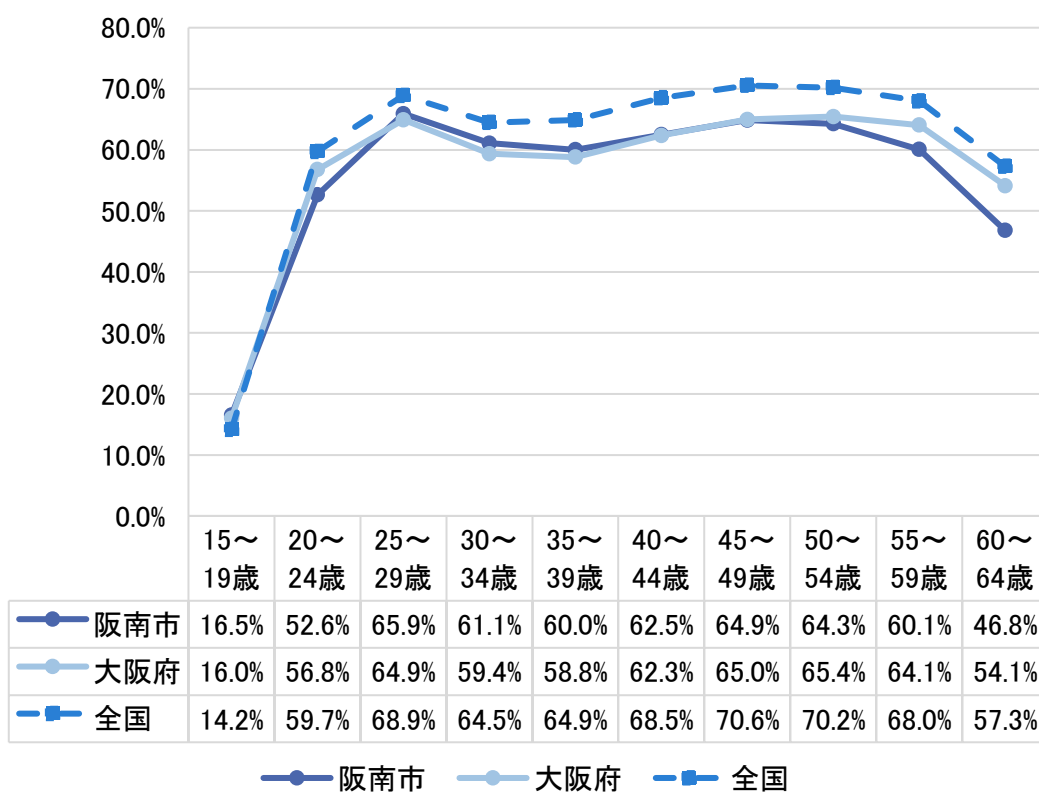
(2) 女性の就業状況

本市の令和2年の女性の就業率をみると、25～29歳をピークに徐々に下降していき、40歳台でわずかに上昇し、50歳台以降は再び下降していく、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

このM字カーブは、以前と比較して浅くはなっているものの、国が目標として定める25～44歳の女性の就業率（82%）には届かない62.2%となっています。

また、全国の25～44歳の女性の就業率（66.7%）にはやや届いていませんが、大阪府全体の25～44歳の女性の就業率（61.4%）をやや上回っている状況にあります。

◆女性の就業率



資料：国勢調査（令和2年）

◆25-44歳女性の就業率

	25-44歳女性人口	25-44歳女性の就業者数	25-44歳女性の就業率
阪南市	4,798人	2,985人	62.2%
大阪府	1,015,192人	622,866人	61.4%
全国	13,861,783人	9,248,551人	66.7%

資料：国勢調査（令和2年）

3 本市の就学前教育・保育施設の設置状況及び利用状況等

(1) 児童数の現状等

本市の幼稚園は、公立幼稚園が2施設、私立幼稚園が2施設あり、いずれの幼稚園においても、児童数は定員に達していない状態となっています。

保育所は、公立保育所が2施設あり、認定こども園は、私立認定こども園が5施設ありますが、全国的な保育士不足の影響により、定員どおりに受入れできない施設が増加傾向にあります。

なお、本市の認定こども園は、全て幼保連携型認定こども園となっています。

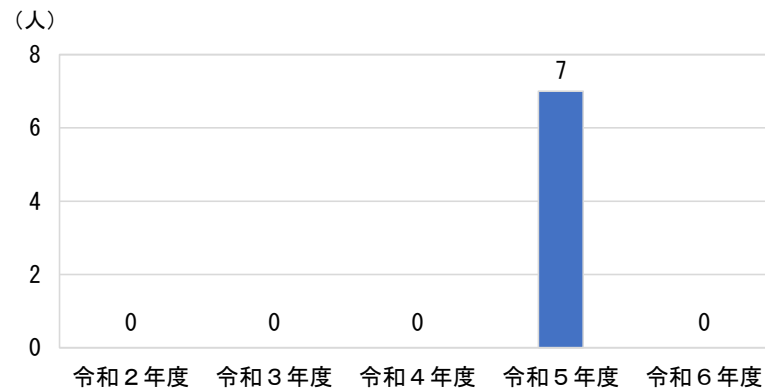
施設名		定員	児童数
公立	はあとり幼稚園	280 人	65 人
	まい幼稚園	210 人	30 人
	公立幼稚園計	490 人	95 人
	石田保育所	120 人	107 人
	下荘保育所	150 人	84 人
	公立保育所計	270 人	191 人
	公立合計	760 人	286 人
私立	桃の木台幼稚園	74 人	47 人
	さつき台幼稚園	74 人	58 人
	私立幼稚園計	148 人	105 人
	ワンワン認定こども園	156 人	152 人
	しいの実こども園	155 人	140 人
	アルン西鳥取夢学舎	210 人	153 人
	桃の木の森こども園	115 人	126 人
	飛鳥ゆめ学舎	194 人	111 人
	私立認定こども園計	830 人	682 人
	私立合計	978 人	787 人

令和6年5月1日現在

(2) 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、低い水準で推移していますが、令和5年度に7人発生しました。
なお、この7人はいずれも1歳児となります。

◆待機児童数の推移



各年4月1日現在

◆待機児童数の推移（参考）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
阪南市	0人	0人	0人	7人	0人
大阪府	348人	158人	134人	147人	111人
全国	12,439人	5,634人	2,944人	2,680人	2,567人

資料：〔大阪府〕大阪府「保育所等利用児童数・待機児童数等の推移」

〔全 国〕こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）」

4 アンケート結果からみる現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向及び子育て世帯の生活実態や要望等を把握することを目的に実施しました。

②調査対象

- 就学前児童：令和6年1月1日現在、本市に住んでいる就学前児童のいる世帯を無作為に抽出
- 就学児童：令和6年1月1日現在、本市に住んでいる小学1年生から3年生までの1組に在籍している児童の保護者

③調査期間・方法

- 調査期間：令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
- 調査方法：就学前児童：郵送配布・郵送回収による郵送調査とWEB調査の併用
就学児童：学校を通じて配布・回収とWEB調査の併用

④回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,200 件	491 件 (うち WEB 回答 187 件)	40.9%
就学児童	670 件	356 件 (うち WEB 回答 104 件)	53.1%

⑤表記上の注意

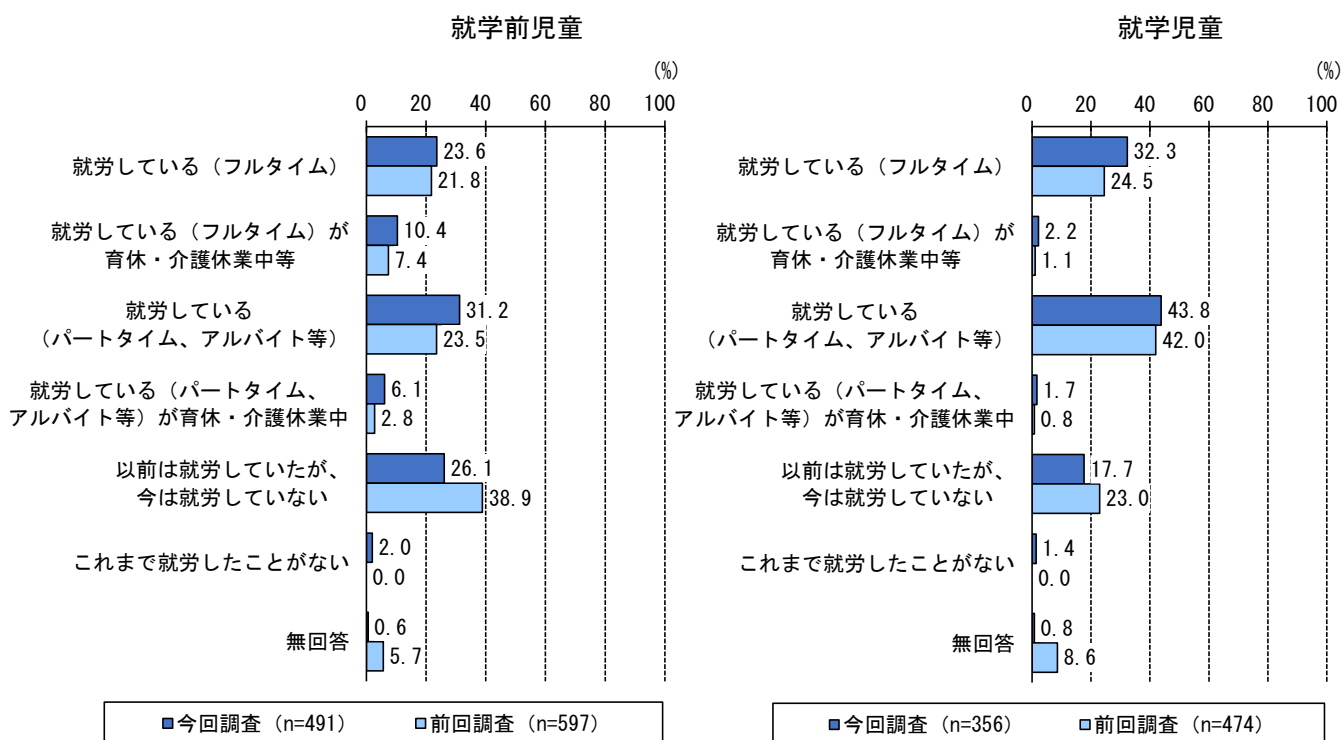
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 複数回答の場合、図中に MA (Multiple Answer = いくつでも) と記載しています。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 主なアンケート結果（概要）

①母親の就労状況や育児休業の取得について

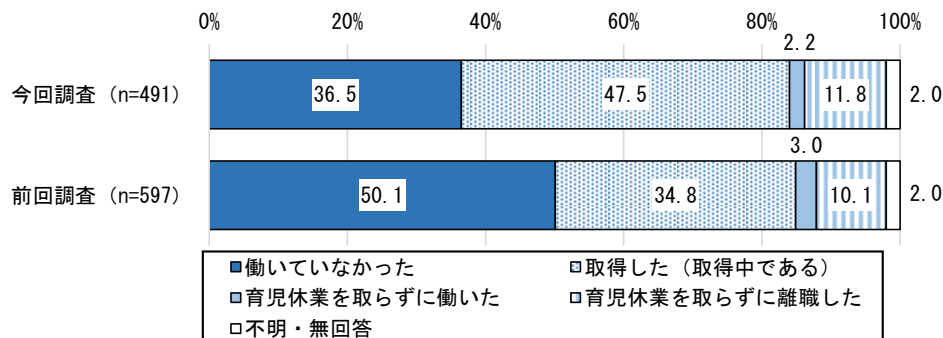
- ◆母親の現在の就労状況では、就学前児童、就学児童とも「就労している（パートタイム・アルバイト等）」が最も高く、前回調査より就学前児童は 7.7 ポイント、就学児童は 1.8 ポイント増加しています。
- ◆「就労している（フルタイム）」と「就労している（フルタイム）が育休・介護休業中等」を合計したフルタイム全体も、前回調査より就学前児童は 4.8 ポイント、就学児童は 8.9 ポイント増加しています。
- ◆子どもが生まれたときの母親の育児休業取得状況では、「取得した（取得中である）」が 47.5% と、前回調査より 12.7 ポイント増加しています。

◆母親の現在の就労状況〈単数回答〉



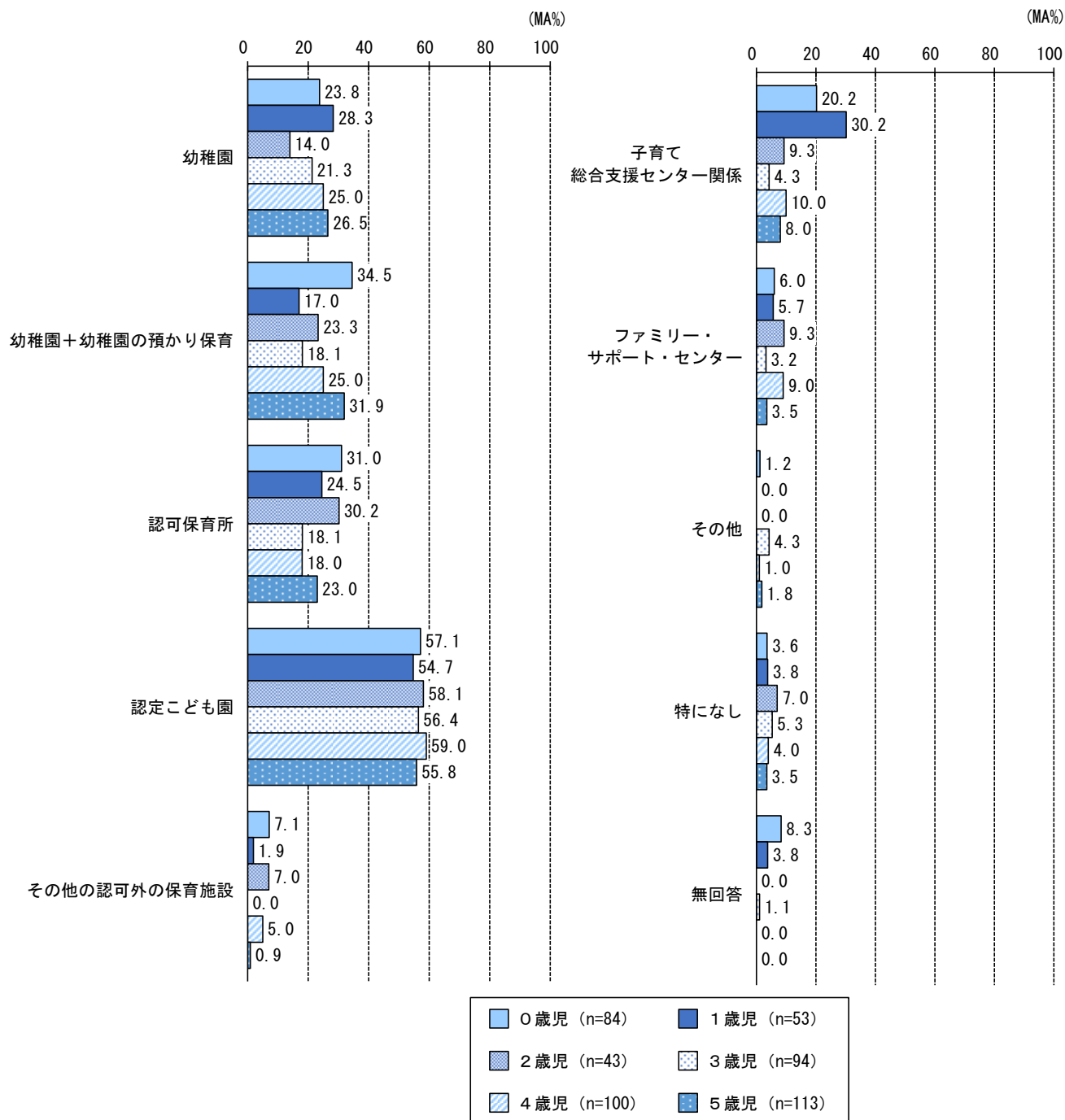
◆子どもが生まれたときの母親の育児休業取得状況〈単数回答〉

就学前児童



②今後の幼稚園や保育所等の利用希望について（就学前児童）

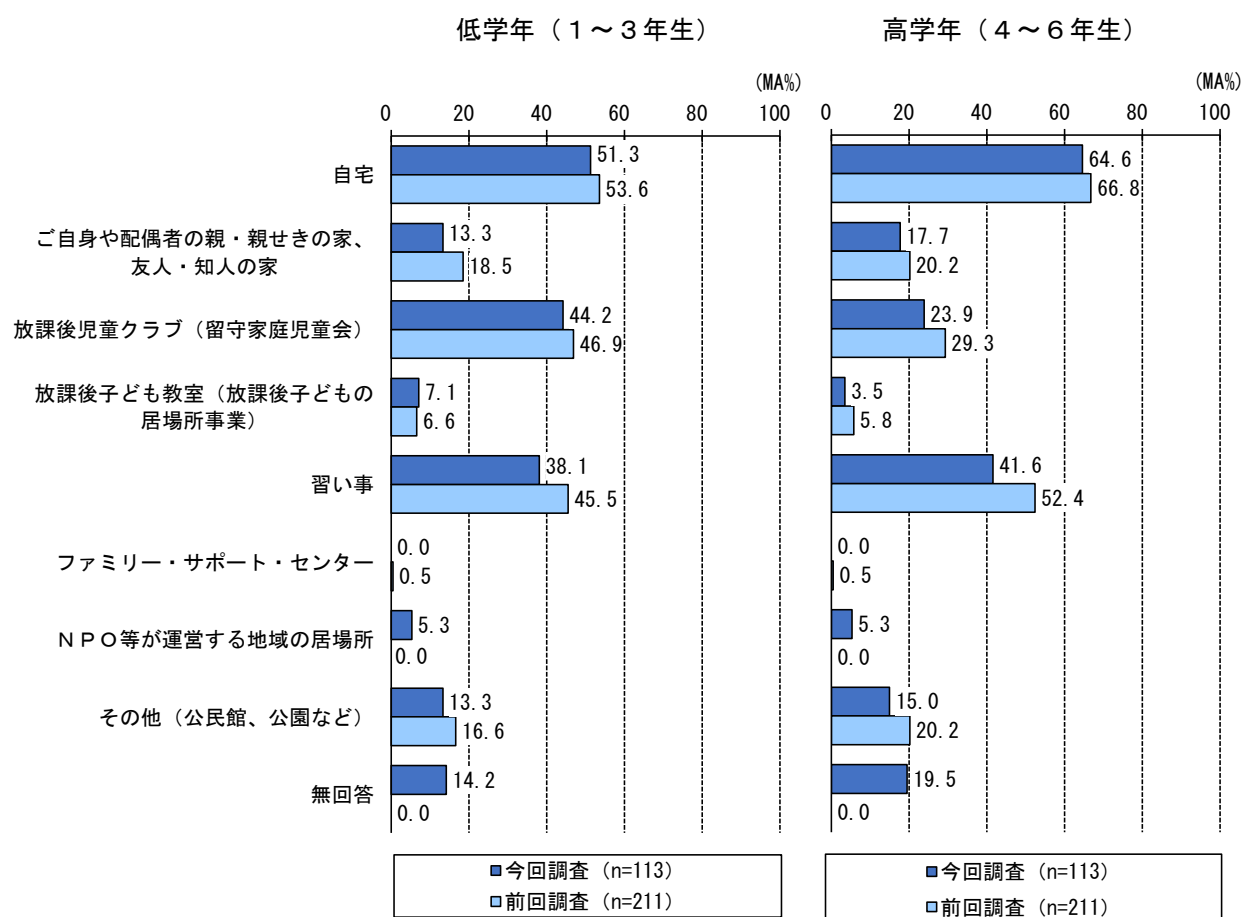
- ◆「認定こども園」を利用したい方が全ての歳児で半数を超えており、最も高くなっています。
- ◆「子育て総合支援センター関係」では、1歳児までの利用希望が高く、2歳児以降の利用希望は高くありません。



③小学校入学後の放課後の過ごし方について（就学前児童：5歳児限定）

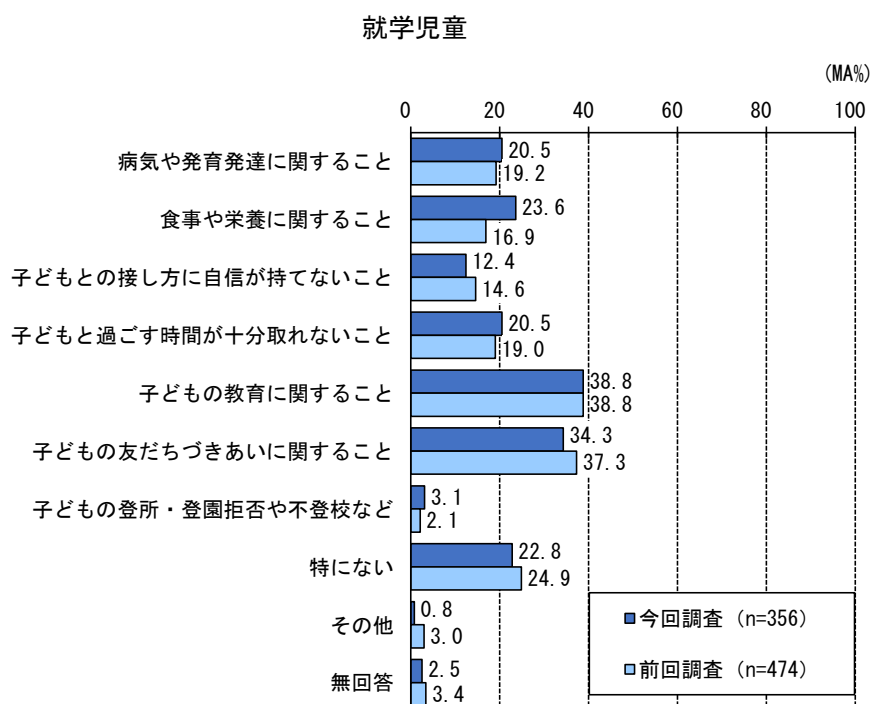
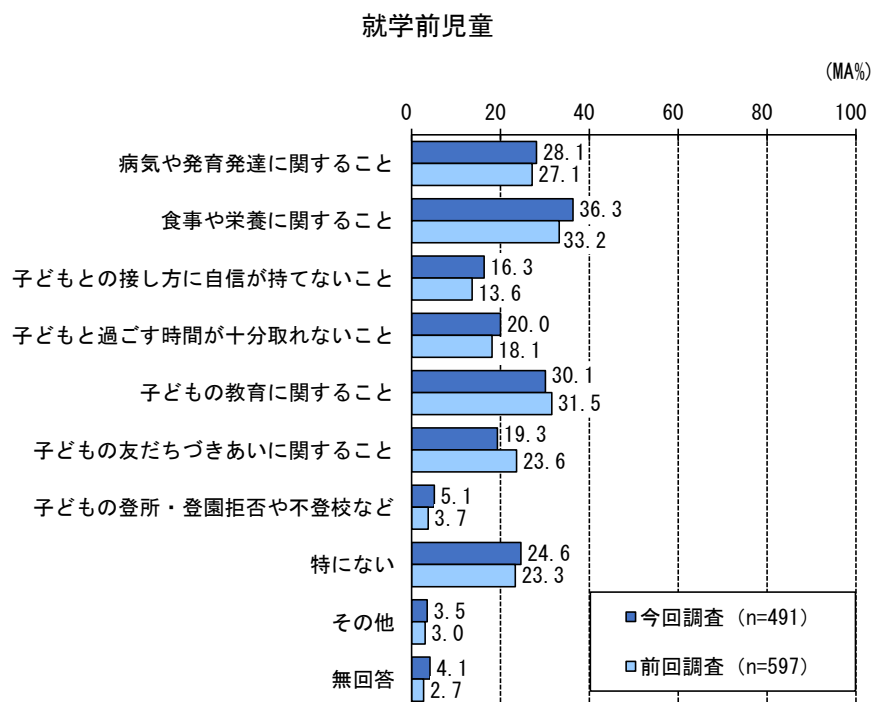
◆低学年（1～3年生）の平日の放課後に過ごさせたい場所については、「自宅」が51.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が44.2%、「習い事」が38.1%となっています。今回調査より追加した「NPO 等が運営する地域の居場所」は5.3%となっています。

◆高学年（4～6年生）の平日の放課後に過ごさせたい場所についても、「自宅」が64.6%と最も高く、次いで「習い事」が41.6%、「放課後児童クラブ（留守家庭児童会）」が23.9%となっています。今回調査より追加した「NPO 等が運営する地域の居場所」は5.3%となっています。



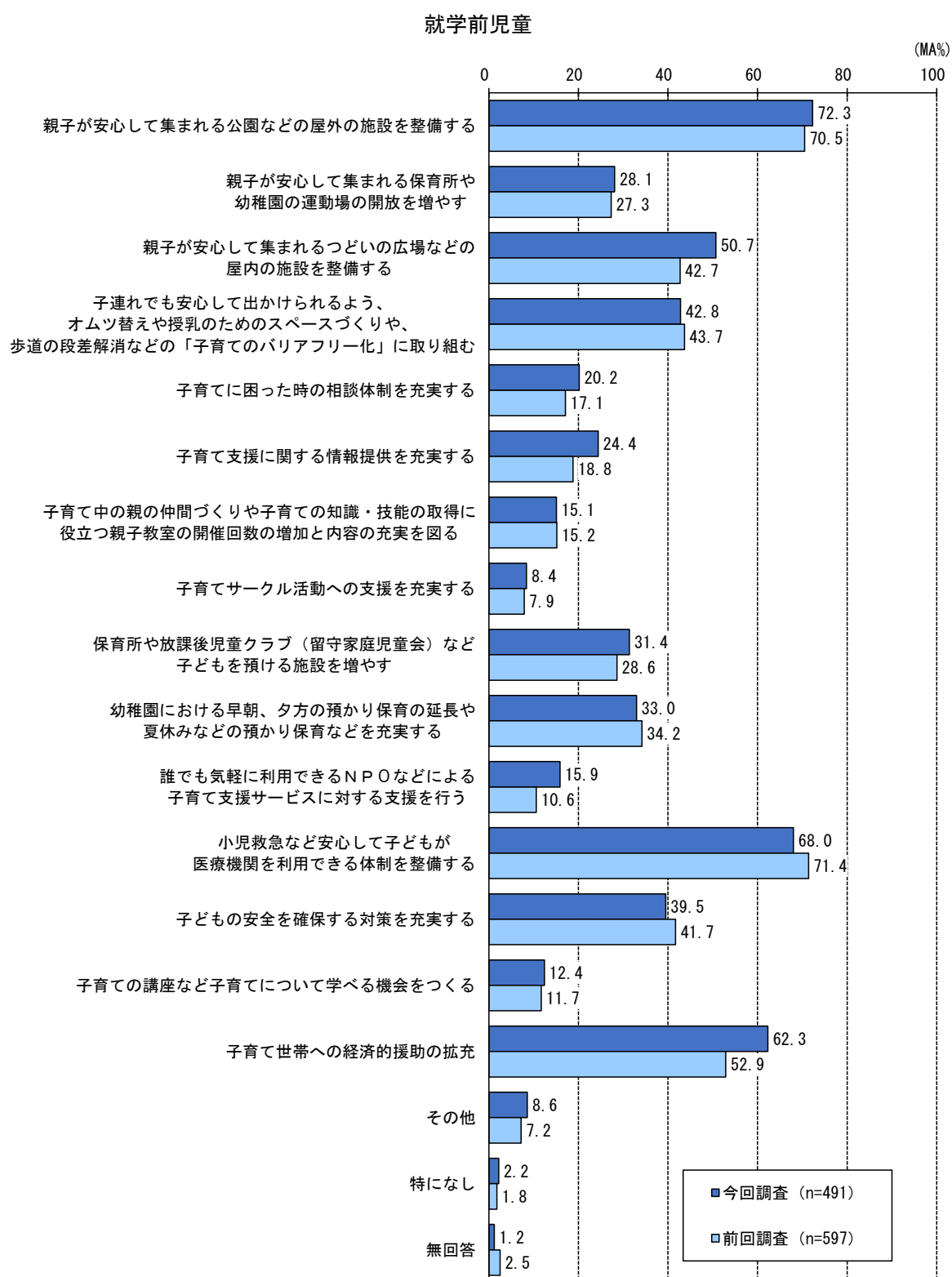
④子育てに関する不安や負担について

- ◆子育てに関する不安や負担の内容については、就学前児童では「食事や栄養に関すること」「子どもの教育に関すること」の割合が高くなっています。就学児童についても、「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」の割合が高くなっており、前回調査と同様の傾向にあります。
- ◆就学児童の「食事や栄養に関すること」が23.6%と前回調査よりも6.7ポイント増加し、3番目に多い回答となりました。

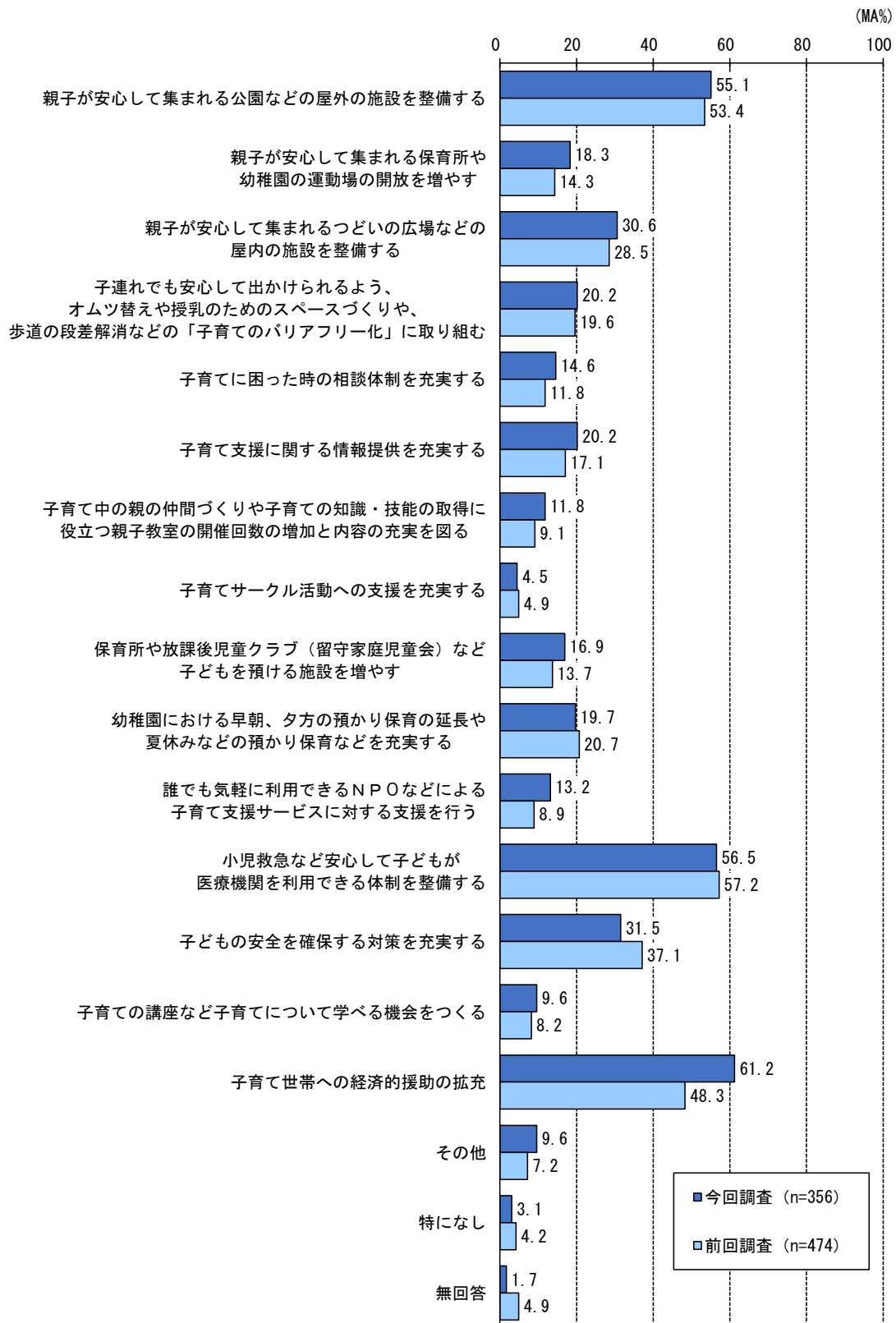


⑤市の子育て施策について

◆子育て支援でもっと力を入れてほしいものについては、就学前児童、就学児童ともに前回同様「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」「子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が高くなっています。特に就学児童では、「子育て世帯への経済的援助の拡充」が前回調査より12.9ポイント高い61.2%となっています。

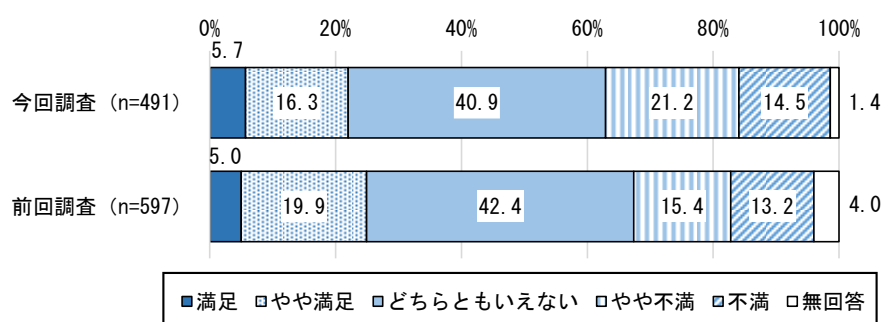


就学児童

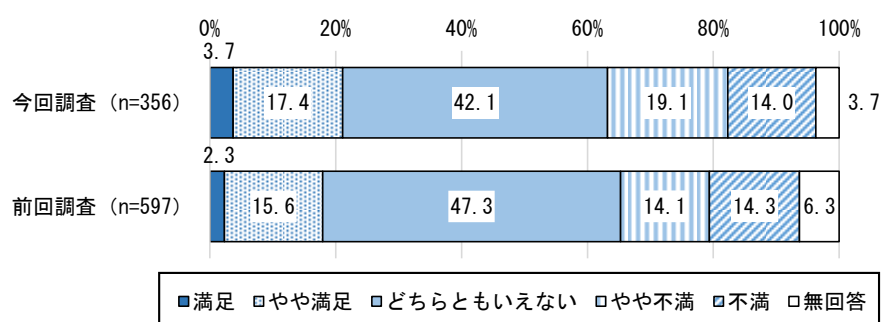


- ◆ 阪南市の子育ての環境や支援施策への満足度では、就学前児童については、「満足」は前回調査を 0.7 ポイント上回る 5.7%となりましたが、「やや満足」が前回調査を 3.6 ポイント下回る 16.3%となりました。また、「やや不満」は前回調査を 5.8 ポイント上回る 21.2%となり、「不満」についても 1.3 ポイント上回る 14.5%となりました。
- ◆ 就学児童については、「満足」「やや満足」ともに前回調査を上回り、それぞれ 1.4 ポイント増加した 3.7%、1.8 ポイント増加した 17.4%となりました。また、「やや不満」と「不満」では、「やや不満」が前回調査を 5.0 ポイント上回る 19.1%となりましたが、「不満」については、前回調査を 0.3 ポイント下回る 14.0%となりました。

就学前児童



就学児童



5 サウンディング型調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、本市の子育てに関する現状と課題を詳細に把握することにより、今後の子育て施策の推進を図るため、サウンディング型調査を実施しました。

②調査項目

- ・ア：子育てサービスや環境に関する現状と課題について
- ・イ：子育て施策に対する意見、提案、アイデア、手法について
- ・ウ：公民連携や民間団体等による事業実施の可能性について
- ・エ：公立施設の運営、改築、再配置等について
- ・オ：特別保育等（一時預かり、病児病後児保育、延長保育、休日保育、居場所等）について
- ・カ：その他、阪南市の子育て施策に関して

③調査対象

- ・大阪府内において幼稚園、保育所、認定こども園等の認可施設の運営実績のある法人又は法人のグループ
- ・大阪府内において子育て関連事業等の実績のあるコンサルタント事業を行う法人又は法人のグループ
- ・阪南市内において子育てに関する活動を実施している法人、法人のグループ又は任意団体

④調査日程

令和6年10月9日（水）～23日（水）

(2) 主な調査結果（概要）

①実施法人又は団体数

10（株式会社、社会福祉法人、NPO法人、子育て関連団体など）

②サウンディング実施結果

ア	・核家族化、SNSの情報など、育てにくい社会になっている。 ・阪南市には産科が少なく、産む場所が少ない。 ・子育て支援事業について、保護者の選択肢が少ない。 ・海洋教育などの体験学習は子どもたちにとって良いこと。
---	--

イ	・ 包括的な性教育により生きる力、出産への興味を育むことで、出生率が向上する。 ・ 産科が少ないのであれば、産後ケアに力を入れてはどうか。 ・ こども自身の気持ちを先生や大人に伝えやすく、引出しやすい環境や手段（ツール）を整えて欲しい。 ・ 「しんどい」気持ちのこどもが過ごせるような居場所を作って欲しい。 ・ 居場所を通じて地域の保護者同士の顔が見える「つながり」があれば、大きなトラブルや悩みになる前に収まりやすい。 ・ 様々な事業、居場所について、情報発信をすることで利用するきっかけを作って欲しい。 ・ 子育て世帯のための家庭サポート事業があるといい。 ・ 学びの機会を保証してほしい。 ・ 多様性、インクルージョンなどといったソフト面のPRをしてはどうか。
ウ	・ 保護者のアンケートによると「家から近いところ」を希望されている。公立・私立という区別ではなく、このエリアは私立に任せるという考え方をしてはどうか。 ・ 市の予算は限られている。補助金を活用できる私立で建設した方が有利である。 ・ 保育所型の認定こども園も選択肢の一つと思う。 ・ 認定こども園を中心とした複合施設を設置したい。 ・ 保育士等の利便性の向上は保育士確保につながると考えられることから、保育施設で利用可能なツール（サブスク等）を提案したい。
エ	・ 特別な支援が必要なこどもを受け入れる体制を維持する必要がある。 ・ 公立の基幹園を残し、他の公立園所を民営化するという考え方もある。 ・ 子育て拠点の再構築は、統合する施設の距離、統合後の立地なども考慮する必要がある。 ・ 選択肢として公立幼稚園を残すことは大事である。選択肢が多いと阪南市への移住にもつながる。 ・ 集団生活を考える上では、1 集団あたりの児童数がある程度必要になる。
オ	・ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を含めた子育て関連事業を実施したい。 ・ 公立幼稚園は預かり保育の時間をもう少し長くし、長期休暇中も実施してはどうか。また、給食を導入してはどうか。 ・ 居場所には多様な選択肢がある方が望ましい。
カ	・ 保育ニーズの高いところに保育士が多いとは限らず、それが保育士不足の原因の一つ。 ・ 保育施設はみんなが育つ場所。こどもはもちろん、先生にとっても子育てしながら勤められる環境であることが望ましい。 ・ 阪南市は居心地がよく、子育てしやすい環境である。もっと阪南の良さが伝わると良い。 ・ 阪南市には適度に自然（田・畑・山・海）があって、こどもがのびのび育つ環境であり、こどもだけで遊びに行けるいい街である。

6 第2期計画期間における実績

(1) 幼児期の教育・保育の提供状況

① 1号認定（幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の3～5歳児の児童数）

幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に通う児童数は、年々減少しています。

また、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく第1ステージの実現や私立幼稚園の子ども・子育て支援制度への移行により、令和4年度以降大きく定員が減少しましたが、いずれの年度においても、定員を大きく下回る実績となっています。

◆ 3～5歳児（幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分））の提供状況

（単位：人）

認定区分	第2期計画期間における実績値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 及び 2号認定	①実績	476	444	404	361	307
	②定員	1,410	1,410	803	803	803
	過不足	934	966	399	442	496
	③(②-①)					

各年5月1日現在

② 2号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）の3～5歳児の児童数）

保育所及び認定こども園（保育所部分）に通う児童数は、保育士不足の影響もあり、やや減少傾向にあります。

なお、保育所及び認定こども園（保育所部分）に通う児童数は、いずれの年度においても、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に通う児童数を上回っています。

また、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく第1ステージの実現や一部施設の利用定員の変更により、定員数に若干の変動はありましたが、いずれの年度においても待機児童は発生しませんでした。

◆ 3～5歳児（保育所及び認定こども園（保育所部分））の提供状況

（単位：人）

認定区分	第2期計画期間における実績値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定	①実績	507	494	490	471	454
	②定員	579	579	570	573	573
	過不足	72	85	80	102	119
	③(②-①)					

各年4月1日現在

③ 3号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）の0歳児の児童数）

3号認定のうち、0歳児の保育の利用状況は、おおむね30人で推移しています。

また、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく第1ステージの実現や一部施設の利用定員の変更により、定員数に若干の変動はありましたが、いずれの年度においても待機児童は発生しませんでした。

◆ 0歳児（保育所及び認定こども園（保育所部分））の提供状況

（単位：人）

認定区分	第2期計画期間における実績値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (0歳児)	①実績	32	30	28	29	23
	②定員	52	52	55	58	58
	過不足	20	22	27	29	35
	③(②-①)					

各年4月1日現在

④ 3号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）の1歳児の児童数）

3号認定のうち、1歳児の保育の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度により増減がありました。

また、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく第1ステージの実現や一部施設の利用定員の変更により、定員数が増加しました。

令和5年度には、保育士不足の影響により定員どおりの受入れが困難となりました。

◆ 1歳児（保育所及び認定こども園（保育所部分））の提供状況

（単位：人）

認定区分	第2期計画期間における実績値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (1歳児)	①実績	132	108	97	122	119
	②定員	115	115	129	131	131
	過不足	-17	7	32	9	12
	③(②-①)					

各年4月1日現在

⑤ 3号認定（保育所・認定こども園（保育所部分）の2歳児の児童数）

3号認定のうち、2歳児の保育の利用状況は、1歳児と同じく、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度により増減がありました。

また、阪南市子育て拠点再構築方針に基づく第1ステージの実現や一部施設の利用定員の変更により、定員数が増加しました。

◆ 2歳児（保育所及び認定こども園（保育所部分））の提供状況

（単位：人）

認定区分	第2期計画期間における実績値					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (2歳児)	①実績	154	160	143	126	151
	②定員	165	165	171	173	173
	過不足 ③(②-①)	11	5	28	47	22

各年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

①延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度により増減がありましたが、量の見込みを上回る傾向にあり、令和4年度は474人と、第2期計画期間中で最も多い利用実績でした。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	298	298	298	298	298
確保方策	298	298	298	298	298
実績	398	221	474	397	事業実施中

②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えもありましたが、当初の見込みどおり、人口減少に応じて、徐々に利用者が減少しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	量の見込み	592	564	532	500	476
	確保方策	600	600	600	600	600
実績	1年生	200	154	146	173	131
	2年生	114	148	144	137	152
	3年生	156	105	116	116	103
	4年生	82	81	58	72	64
	5年生	36	43	32	27	33
	6年生	12	14	19	15	6
	合計	600	545	515	540	489

各年5月1日現在

③子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

第2期計画期間中は、令和3年度以外の実績はありません。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11	10	9	8	8
確保方策	11	10	9	8	8
実績	0	7	0	0	事業実施中

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、当初の見込みどおりの推移とはなっていません。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,570	10,570	10,570	10,570	10,570
確保方策	10,570	10,570	10,570	10,570	10,570
実績	4,746	4,393	5,111	5,803	事業実施中

⑤乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

少子化の影響により、実績は200人前後で推移しています。

なお、本事業は、令和4年度の間見直しにより、量の見込みと確保方策は70人程度の下方修正を行いました。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	281	273	207(262)	192(251)	178(241)
確保方策	281	273	207(262)	192(251)	178(241)
実績	211	223	236	195	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更前の量の見込み

⑥一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■幼稚園における一時預かり

幼稚園における一時預かり実績については、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行により、全施設の実施状況を把握できるようになったことで、令和4年度以降の実績が量の見込みを大幅に上回っています。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,936	4,713	4,460	4,327	4,245
確保方策	4,936	4,713	4,460	4,327	4,245
実績	5,190	5,615	9,110	7,450	事業実施中

■保育所等における一時預かり

保育所等における一時預かりについては、新型コロナウイルス感染症の影響による受入れ制限や利用控えが解消され、令和5年度は30人日の実績があり、量の見込みを上回っています。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策	290	290	290	290	290
実績	2	9	6	30	事業実施中

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関からなるネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る事業です。

児童虐待の顕在化等により、第2期計画期間中の実績は80～90人台で推移しています。

なお、本事業は、令和4年度の間見直しにより、量の見込みと確保方策は30人程度の上方修正を行いました。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53	53	80(53)	80(53)	80(53)
確保方策	53	53	80(53)	80(53)	80(53)
実績	88	82	87	93	事業実施中

※カッコ内は中間見直しによる変更前の量の見込み

⑧病児保育事業

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業であり、本市においては体調不良児対応型を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者数が減少しましたが、第2期計画期間中は年々利用実績が増加しています。

また、担い手不足により、一部施設で受入れが困難な状況にあります。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	419	406	393	378	367
確保方策	419	406	393	378	367
実績	183	249	429	593	事業実施中

⑨ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や就学児童等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

継続利用者の利用回数の増加等により、令和５年度の利用実績は令和４年度の約１.４倍にあたる１,００５人日となっています。

(単位：人日)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
確保方策	1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
実績	787	739	711	1,005	事業実施中

⑩利用者支援事業

利用者支援事業は、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、母子保健型の利用者支援事業として実施していますが、令和６年４月の児童福祉法の改正により、こども家庭センター型に変更になりました。

(単位：か所)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

⑪妊婦健診

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

少子化の影響により、当初の見込みどおりの推移とはなっていません。

(単位：人)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	410	412	398	381	365
確保方策	410	412	398	381	365
実績	268	399	348	279	事業実施中

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付は、保護者の世帯所得や状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき給食にかかる費用を助成する事業です。

対象者が限られている事業にはなりますが、第2期計画期間中は全ての年度で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施	実施

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本事業の対象となる新規事業者の参入がないため、事業の実施に至っていません。

7 第2期計画の振り返りと今後の方向性

第2期計画の取組状況を事業別に振り返り、本計画で取り組むべき方向性についてまとめます。

(1) 子ども・子育て支援

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

●教育・保育環境の充実

- ・「教育・保育の提供体制の充実」など、3つの施策を展開しました。
- ・阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、教育・保育の提供体制の整理を進めました。
- ・全国的な保育士等不足の影響により、待機児童が発生する年度がありました。

●次代の親の育成

- ・「思春期関係健康教育」など、3つの施策を展開しました。
- ・関係機関同士が連携して、施策に取り組みました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できないものがありました。

●放課後児童健全育成事業の充実

- ・「阪南市留守家庭児童会」など、4つの施策を展開しました。
- ・児童が安全・安心に過ごすことができるよう努めました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、施策を見直しました。

【今後の方向性】

本計画の量の見込みと確保方策を十分に踏まえた子育て拠点の再構築に取り組めます。

また、さらなる質の向上に取り組みながら、関係機関同士の連携強化を図ります。

基本目標 2 子どもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

●ひとり親家庭などに対する支援の充実

- ・「児童扶養手当」など、7つの施策を展開しました。
- ・制度改正に適正に対応するなどにより、必要な支援の提供に努めました。
- ・他制度の充実により、結果的に利用に至らない施策が複数発生しました。

●児童虐待防止対策の充実

- ・「要保護児童対策地域協議会」など、2つの施策を展開しました。
- ・児童虐待の顕在化等が進みました。
- ・関係機関と連携しながら、早期発見・早期対応を行い、適切な支援に努めました。

●特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- ・「障がい児保育支援事業」など、9つの施策を展開しました。
- ・低所得世帯向けの経済的負担の軽減を行いました。
- ・療育の実施や適切な人員の配置を行い、必要な支援の提供に努めました。
- ・計画どおりに人員を配置できない場合があります。

●子どもの安全確保対策の充実

- ・「幼稚園・小学校安全対策事業」など、3つの施策を展開しました。
- ・全ての公立幼稚園・保育所で不審者の侵入抑止対策を実施しました。
- ・十分な財源と人員の確保ができない場合があります。

【今後の方向性】

引き続き、支援が必要な方が円滑に利用できるように取り組みます。

また、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、適切な支援を継続的にを行います。

基本目標 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

●母子の健康の確保

- ・「こんにちは赤ちゃん事業」など、16の施策を展開しました。
- ・切れ目のない支援の提供を念頭に置き、様々な支援を行いました。
- ・必要な医療を受けやすくするため、子ども医療費助成の対象年齢を拡充しました。

●仕事と子育ての両立支援の推進

- ・「延長保育事業」など、7つの施策を展開しました。
- ・多様な就労形態や家庭のニーズに応じられるよう、取り組みました。
- ・行財政構造改革プラン改訂版に基づき、効果的な運営手法に見直しました。

●親・家庭が学び、育つ環境づくり

- ・「子育て講座」など、7つの施策を展開しました。
- ・家庭のニーズを踏まえた講座の実施や育児相談を提供しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できないものがありました。

●地域の子育て支援体制の充実

- ・「地域子育て支援拠点事業」など、5つの施策を展開しました。
- ・保護者への情報提供に加え、保護者同士の交流の場を提供することができました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できないものがありました。
- ・行財政構造改革プラン改訂版に基づき、効果的な運営手法に見直しました。

【今後の方向性】

引き続き、多様な就労形態や家庭のニーズに応じられるよう、適切な施策展開を行います。

また、正しい知識の普及・啓発活動を行いながら、家庭の様々な相談に応じ、きめ細やかな支援を提供します。

（２）子どもの貧困対策

基本目標１ 子どもへの教育支援

●学力保障の推進に向けた取組

- ・「子ども支援員配置事業」など、５つの施策を展開しました。
- ・可能な限り、速やかに対応することができました。
- ・十分な人員の確保等が困難な場合があります。

●教育費等の負担軽減に向けた取組

- ・「奨学金等支援相談事業」など、１０の施策を展開しました。
- ・低所得世帯向けの経済的負担の軽減を行いました。
- ・施策に対する周知を適切に行いました。

●学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携

- ・「幼・保・こ・小・中の連携」を展開しました。
- ・就学前施設同士や就学前施設と小学校の連携に努めました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できないものがありました。

【今後の方向性】

引き続き、適切な人員配置に努めながら、年々増加する支援を必要とする子どもや保護者のニーズの多様化に対応します。

また、支援を必要とする家庭に適切な支援が行き届くよう、施策に関する周知を適切に行いながら、経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 2 子どもや保護者の生活の支援

●子どもを孤立させないための取組

- ・「教育支援センター実施事業」など、6つの施策を展開しました。
- ・一人ひとりに応じた適切な支援を学校園と連携して行うことができました。
- ・地域における居場所づくりに関する支援に努めました。

●子どもに対する相談体制の確立

- ・「スクールカウンセラー配置事業」など、3つの施策を展開しました。
- ・様々なケアやアプローチにより、学校生活や家庭の支援を行いました。
- ・関係機関と定期的に情報交換を行い、速やかな連携体制づくりに努めました。

●保護者に対する相談体制の確立

- ・「教育支援相談員事業」など、4つの施策を展開しました。
- ・早期からの支援を意識した子どもの支援を丁寧に行いました。
- ・保護者の不安の軽減のために、様々な相談に応じることができました。

●妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援

- ・「子育て世代包括支援センター運営事業」など、5つの施策を展開しました。
- ・妊娠期からの切れ目のない支援を心がけ、様々な家庭の支援を行いました。
- ・保護者相談窓口を一本化するなど、利便性の向上を図りました。

【今後の方向性】

引き続き、専門職による切れ目のない支援の提供を行います。

また、一人ひとりにあった支援の提供体制を整え、身近な相談窓口の提供に努めます。

基本目標 3 生活基盤の確立支援

●子どもや保護者の視点に立った就労支援

- ・「地域就労支援事業」など、7つの施策を展開しました。
- ・自立や就労に向けた相談事業や給付金事業を行いました。
- ・多様なニーズに応じられるよう、様々な情報提供を行いました。

●安心して就労するための支援

- ・「保育所等保育の提供」など、8つの施策を展開しました。
- ・多様な就労形態に応じた受入れ体制の構築に努めました。
- ・担い手の確保と処遇改善に課題がありました。

●公的な経済支援

- ・「生活保護制度」など、5つの施策を展開しました。
- ・困窮の程度に応じた適切な支援を実施しました。
- ・関係機関や他制度との連携・住み分けに課題がありました。

【今後の方向性】

引き続き、希望者に寄り添いながら、適切な支援を行います。

また、関係各課や関係機関との連携を強化し、各家庭に応じた支援を包括的に実施できるように取り組みます。

(3) ひとり親家庭等自立促進

基本目標 1 就業支援の推進

- より良い就業に向けた能力開発等への支援
 - ・「母子・父子自立支援プログラム策定事業」など、5つの施策を展開しました。
 - ・就労に向けた相談や経済的支援等により、ひとり親家庭の自立を支援しました。
 - ・就労阻害要因が多い対象者の支援が長引く傾向にありました。
- 子育てをはじめとした生活面への支援
 - ・「保育所等への優先入所」など、7つの施策を展開しました。
 - ・ひとり親家庭の希望に応じた子どもの保育の提供に努めました。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、施策を見直しました。

【今後の方向性】

引き続き、ひとり親家庭の自立に向けた適切な支援を提供します。

また、家庭ごとの課題に寄り添いながら、希望に添えるような情報提供や調整に努めます。

基本目標 2 経済的支援の充実

●経済的支援

- ・「ひとり親家庭医療費助成事業」など、4つの施策を展開しました。
- ・対象者の希望に応じた適切な経済的支援を実施しました。
- ・他制度の充実などにより、結果的に利用に至らない場合があります。

●費用負担の軽減に向けた取組

- ・「小・中学校要保護・準要保護就学援助事業」など、9つの施策を展開しました。
- ・支援を必要とする方に対して、適切な支援を提供しました。
- ・申請漏れ等のないよう、情報提供や周知の徹底に努めました。

【今後の方向性】

引き続き、各施策を展開し、ひとり親家庭への経済的支援を提供します。

また、全ての対象者に支援が行き届くよう、関係機関と連携した情報提供や周知の徹底に努めます。

基本目標 3 相談・情報提供体制の充実

- ・「母子・父子・寡婦生活相談」など、3つの施策を展開しました。
- ・関係機関と連携したきめ細やかな支援の提供に努めました。
- ・広報誌等を活用し、幅広い周知活動を行いました。

【今後の方向性】

引き続き、広報誌等を活用した周知活動を行います。

また、関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援の充実を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、全てのこどもが健やかに成長することができる地域の実現をめざし、阪南市の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」として位置づけます。

2 基本理念

こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

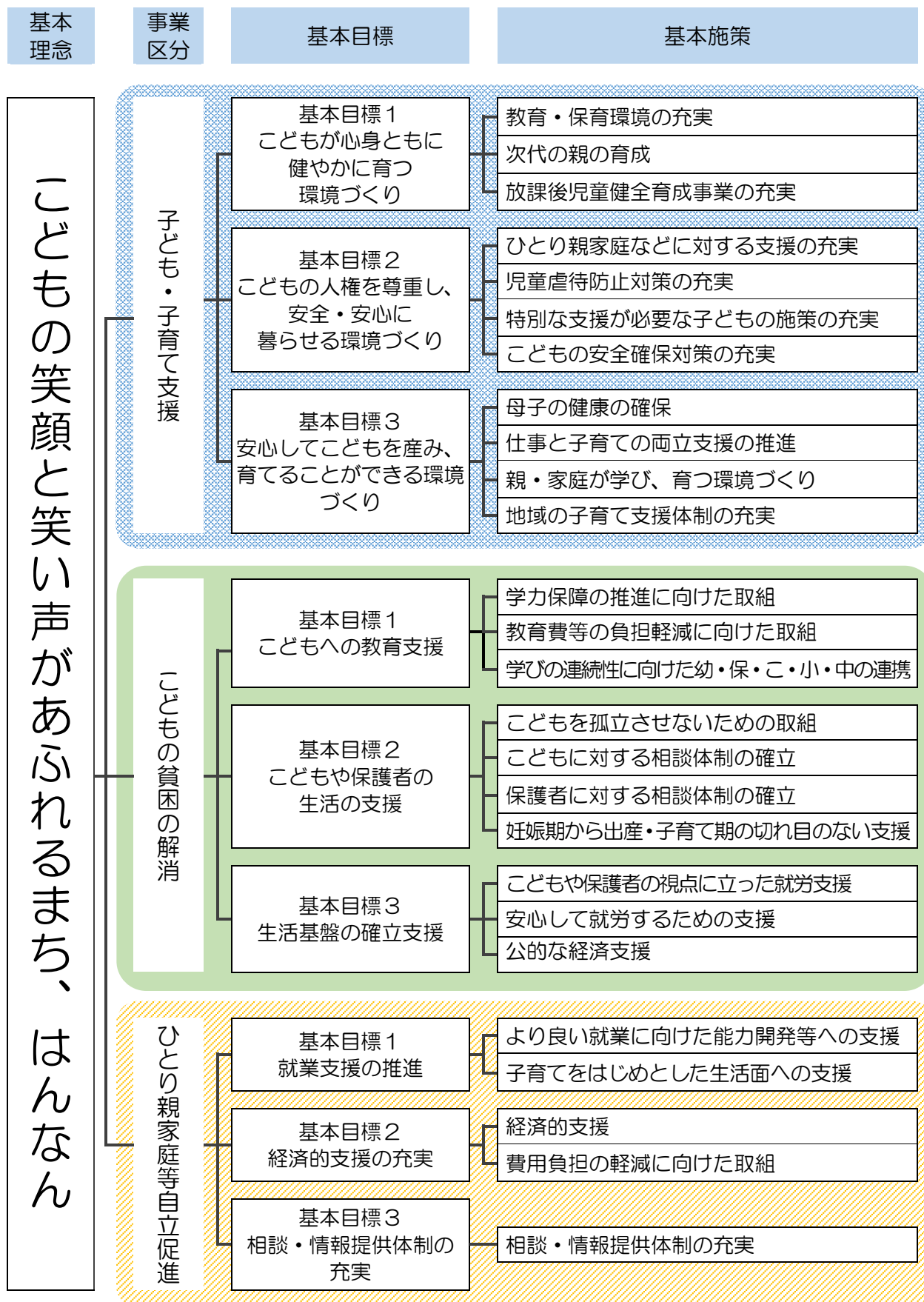
乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期はこどもたちが人として生きていく土台をつくるため、保護者をはじめ地域住民が一体となってこどもたちを支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感を持って育まれる環境づくりが必要です。

また、子育て・子育てとは、こどもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ち、こどもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援するとともに、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市の豊かな自然や地域コミュニティなどの資源を最大限にいかしながら、これまでに取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実を図ります。また、経済的困窮世帯への支援や貧困の連鎖を断ち切るための支援、ひとり親家庭等への支援として、多様な子育て支援事業の展開や相談体制の確保を推進します。

国が掲げるこどもまんなか社会を達成するためにも、すべてのこどもたちが公平な機会の中で、のびのびと成長できる環境をめざして、引き続き、「こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」を基本理念に、こどもも大人も、ともに笑顔で過ごせるまちづくりを推進し、子ども子育てまんなかのまちの実現に向けて取り組みます。

3 基本目標と施策の体系



第4章 子ども・子育て支援事業における基本目標ごとの取組

基本目標1 こどもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

目標の方向性

こどもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後におけるこどもの安全な居場所の確保などにより、こどもが心身ともに健やかに育つ環境づくりをめざします。

(1) 教育・保育環境の充実

◆教育・保育の提供体制の充実

事業内容	幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園等を普及するとともに、施設型給付により、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図ります。また、幼児教育アドバイザーの認定を受けるなど、教育・保育の質の向上に取り組めます。
担当課	こども政策課、学校教育課

◆子育てのための施設等利用給付事業

事業内容	保護者の経済的負担を軽減するとともに、保護者の利便性の向上を図ります。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認などにより、幼児教育・保育の質の向上に努めます。
担当課	こども政策課

◆幼・保・こ・小・中の連携

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園それぞれの連携に加え、小学校、中学校との連続性や連携・交流について検討し、推進します。
担当課	こども政策課、学校教育課、健康増進課

(2) 次代の親の育成

◆思春期関係健康教育

事業内容	小・中学校において、喫煙防止講演会や性感染症予防教育、妊婦疑似体験等を通じて命の大切さを伝えます。
担当課	健康増進課

◆ヒューマンライツセミナー

事業内容	人権意識の向上・啓発活動のため、人権問題全般にわたる講義を実施します。
担当課	人権推進課

◆世代間・地域交流

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校と地域の交流事業を実施します。
担当課	こども政策課、学校教育課

(3) 放課後児童健全育成事業の充実

◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆放課後子ども教室推進事業

事業内容	自主性・主体性・協調性のあるこどもの育成のため、市内の小学校において、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動を行います。
担当課	生涯学習推進室

◆放課後の子どもの居場所事業

事業内容	阪南市内の小・中学生の放課後等におけるこどもの居場所を地域に確保するとともに、こどもたち主体の自由な活動を行います。
担当課	生涯学習推進室

◆放課後子ども総合プランの推進(留守家庭児童会と放課後子ども教室の一体的な運営)

事業内容	国の「放課後児童対策パッケージ」や「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、留守家庭児童会と放課後子ども教室の連携に努めます。
担当課	生涯学習推進室

基本目標 2 こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくり

目標の方向性

障がいのあるこどもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭、外国につながる家庭等、特別な支援を必要とする家庭等を含めて、こどもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し、適切な支援を提供するなど、こどもの人権を尊重し、安全・安心に暮らせる環境づくりをめざします。

(1) ひとり親家庭などに対する支援の充実

◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、こどもを養育する人に対し、年6回支給します。
担当課	こども支援課

◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども支援課

◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
担当課	生活環境課

◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るため、資金の貸し付けを行います。
担当課	こども支援課

◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父の個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立に向けた支援をするとともに、自立した後もアフターケアにて、継続的な支援を行います。
担当課	こども支援課

◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、自立を支援します。
担当課	こども支援課

◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が就業に結びつきやすい国家資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練を受講する期間について、給付金を支給することにより、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にします。
担当課	こども支援課

(2) 児童虐待防止対策の充実

◆要保護児童対策地域協議会

事業内容	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を関係機関等の連携により行います。
担当課	こども支援課

◆養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。
担当課	こども支援課、健康増進課

◆子育て世帯訪問事業

事業内容	不安や負担を抱えた子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴とともに、家事・育児等の支援を実施します。
担当課	こども支援課

◆親子関係形成支援事業

事業内容	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。
担当課	こども支援課

(3) 特別な支援が必要なこどもの施策の充実

◆障がい児保育支援事業

事業内容	未就学の障がい児などに対し、それぞれのニーズに応じ、保育所・認定こども園等での保育又は児童発達支援センター等での療育などを提供し、子育てと仕事の両立を支援します。
担当課	こども政策課、市民福祉課

◆障がい児通所支援事業

事業内容	障がい児などの発達を支援するため、保護者等からの相談に応じ、適切な療育等が受けられるよう受給者証を発行し、障がい児通所支援給付費等を支給します。
担当課	市民福祉課

◆子ども支援員配置事業

事業内容	支援学級等における、障がいのある園児・児童・生徒に子ども支援員を配置し、適切に必要な支援を行います。また、通常の学級におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠如・多動症）、高機能自閉症等の発達障がいの可能性のある児童・生徒及び学習が困難な児童・生徒に対しても適切に必要な支援を行います。
担当課	こども政策課、学校教育課

◆障がい福祉サービス事業

事業内容	自宅での介護負担を軽減するための居宅介護（ホームヘルプサービス）、介護者が病気などの時に短期間施設で預かる短期入所、身体機能を補うための補装具費の支給などを行います。
担当課	市民福祉課

◆地域生活支援事業

事業内容	障がい児の日常生活の自立を支援するための日常生活用具給付等事業、屋外移動が困難な障がい児の外出を支援するための移動支援（ガイドヘルプサービス）事業などを行います。
担当課	市民福祉課

◆災害時要援護者支援推進事業

事業内容	「災害時要援護者支援プラン」に基づき要援護者登録を進めるとともに、登録者の同意の下、地域の関係団体に登録者情報を提供し、災害時の安否確認に努める体制づくりを推進します。
担当課	市民福祉課、危機管理課

◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

(4) こどもの安全確保対策の充実

◆幼稚園・小学校安全対策事業

事業内容	校園内におけるこどもたちの安全確保を図るため、各幼稚園・小学校にスクールサポーターを配置し、不審者の侵入抑止等を行います。
担当課	こども政策課、教育総務課

◆保育所における防犯対策

事業内容	防犯カメラを公立2保育所に設置し、不審者の侵入抑止等を行います。
担当課	こども政策課

◆公園維持管理事業

事業内容	緑のある生活環境及び安心して遊べる環境づくりのため、公園の適切な維持管理を行います。
担当課	道路公園課

基本目標3 安心してこどもを産み、育てることができる環境づくり

目標の方向性

子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して出産や子育てができるよう、地域における子育てを積極的に支援するとともに、子育てと仕事のバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、働き方改革を推進し、仕事と子育ての両立を支援するなど、安心してこどもを産み、育てることができる環境づくりをめざします。

(1) 母子の健康の確保

◆こんにちは赤ちゃん事業

事業内容	出生児を保健師または助産師が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報を提供します。
担当課	健康増進課

◆不妊不育治療費助成事業

事業内容	不妊症及び不育症の治療や検査を受ける費用の一部を助成します。
担当課	健康増進課

◆母子健康手帳発行

事業内容	妊娠中の適正な食生活や体調管理、禁煙、禁酒等の妊娠に係る正しい知識を普及・啓発します。
担当課	健康増進課

◆妊産婦健康診査

事業内容	妊産婦や胎児の健康を確保するために、健康診査費用を一部助成します。
担当課	健康増進課

◆Welcome！赤ちゃん

事業内容	妊娠期の母親、父親、家族を対象に、胎児の成長説明、沐浴実習、妊婦疑似体験、栄養や虐待防止講話を実施します。
担当課	健康増進課

◆乳幼児健康診査

事業内容	乳幼児期の疾病の早期発見・早期治療や発育・発達の確認及び育児支援のため、健康診査（乳児一般、4か月児、乳児後期、1歳7か月児、3歳6か月児、すくすく）を実施します。
担当課	健康増進課

◆妊婦歯科健康診査

事業内容	妊婦の口腔内の衛生状態を健全に保ち、胎児の健全な育成を図るとともに、妊婦及び出生後のこどもの歯の健康の保持増進を図ることを目的に、妊娠中に歯科健康診査を実施します。
担当課	健康増進課

◆出産・子育て応援事業

事業内容	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済支援を一体として実施します。
担当課	健康増進課

◆産後ケア事業

事業内容	産後間もない産婦と乳児が心身のケア、育児に関する相談などを医療機関において宿泊又は日帰りで受けられる事業を実施します。
担当課	健康増進課

◆歯科疾患予防事業

事業内容	歯科医師、歯科衛生士による、口腔内診査、保健指導、むし歯予測テスト及びフッ素塗布を実施します。
担当課	健康増進課

◆予防接種事業

事業内容	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を実施します。
担当課	健康増進課

◆離乳食講習会、ぱくぱく幼児食教室

事業内容	「阪南市食育推進計画」に基づき、健全な食生活の推進に取り組みます。
担当課	健康増進課

◆こどもの事故予防

事業内容	幼児期の死因の第1位である「不慮の事故」を予防するために、健診時の普及啓発や泉州南消防組合阪南消防署と連携し、乳幼児心肺蘇生法講習会を実施します。
担当課	健康増進課

◆子ども医療費助成事業

事業内容	18歳到達年度末までのこどもに係る医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども支援課

◆未熟児養育医療給付事業

事業内容	未熟児で一定の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた人に対して、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども支援課

◆小児医療等の充実

事業内容	小児救急医療及び休日夜間における重症救急患者の医療の確保のため、輪番制病院で運営するための費用の一部を負担します。
担当課	健康増進課

◆小・中学校保健事業

事業内容	児童・生徒の健康保持増進を図るため、学校医・学校歯科医による健診等を実施します。
担当課	教育総務課

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

◆延長保育事業

事業内容	保育所・認定こども園等において、保育認定を受けた子どもを通常の利用時間を延長して保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
担当課	こども政策課

◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
担当課	こども支援課

◆子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行います。
担当課	こども支援課

◆男女共同参画推進事業

事業内容	男女共同参画意識の浸透のために、広報誌等への掲載や市民団体との協働による市民啓発講座などを実施します。
担当課	人権推進課

◆利用者支援事業

事業内容	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
担当課	健康増進課

(3) 親・家庭が学び、育つ環境づくり

◆子育て講座

事業内容	子育て中の親などに対し、育児に対する不安や問題軽減のため、子育て及び子育て支援に関する講座を実施します。
担当課	こども支援課、中央公民館

◆地域子育てスキルアップ講座

事業内容	地域の子育て支援者を対象にした講座を開催します。また、各関係機関と連携を図り、子育て支援及び支援体制の強化につなげます。
担当課	こども支援課

◆赤ちゃん相談

事業内容	母親の育児不安解消のため、保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施します。(ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせ・わらべうた遊びも併設します。)
担当課	健康増進課

◆地域健康教育

事業内容	園庭開放や地域子育て支援事業などに出向き、むし歯予防や予防接種の接種勧奨等の健康教育を実施します。
担当課	健康増進課

◆家庭訪問事業

事業内容	妊娠中の母親や乳幼児期のこどものいる家庭に対して、保健師・助産師が家庭訪問し、相談を実施します。
担当課	健康増進課

◆のびのび相談

事業内容	こどもの発達や育児に関する個別相談を実施します。
担当課	健康増進課

◆言語相談

事業内容	言葉や発音、吃音等に関する個別相談を実施します。
担当課	健康増進課

(4) 地域の子育て支援体制の充実

◆地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育て中の親子が交流する場や親子教室などの子育て支援事業を実施するとともに、子育てに関する相談や子育て支援の団体やサークル等との連携を図り、地域の子育て関連情報の提供を行います。
担当課	こども支援課

◆乳児等のための支援給付

事業内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化します。また、特定乳児等通園支援事業者の確認などにより、保育の質の向上に努めます。
担当課	こども政策課

◆園庭開放及び体験入園

事業内容	子育て家庭を対象として、遊びの場の提供、育児不安等についての相談を実施します。
担当課	こども政策課

◆親子登園（幼稚園）

事業内容	幼稚園での親子のふれあいと他の親子との交流を図ります。
担当課	こども政策課

◆ブックスタート事業

事業内容	赤ちゃんの心と言葉を育むため、乳幼児健康診査（4か月児）の際に絵本1冊と図書館利用案内、地域の子育て情報が入った「ブックスタートパック」を手渡し、説明します。また、フォローアップのため、乳幼児と保護者対象の「おひざにだっこのおはなしかい」で絵本の読み聞かせやわらべ歌遊びの紹介をします。
担当課	生涯学習推進室

第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育」について、本市に居住するこどもの現在の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」を以下の区分ごとに設定します。

保育の必要性の認定区分

3－5歳 幼児期の学校教育

（子ども・子育て支援法第19条第1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり

（子ども・子育て支援法第19条第2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要性あり（※）

（子ども・子育て支援法第19条第3号に該当：満3歳未満・保育認定）

※年齢ごとに設定します。

（2）提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定した「量の見込み」に対応するよう、「幼児期の学校教育・保育」における「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

外国につながる児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要に応じて支援を行います。

◆ 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	262	251	244	228	216
②確保方策	743	743	743	743	743
過不足(①-②)	481	492	499	515	527

◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	449	430	420	394	373
②確保方策	507	507	507	507	507
過不足(①-②)	58	77	87	113	134

◆ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	28	28	28	28
②確保方策	49	49	49	49	49
過不足(①-②)	21	21	21	21	21

◆ 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	124	124	124	124	124
②確保方策	117	117	117	117	117
過不足(①-②)	-7	-7	-7	-7	-7

◆ 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	152	152	152	152	152
②確保方策	153	153	153	153	153
過不足(①-②)	1	1	1	1	1

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」について、本市に居住するこどもの現在の地域子ども・子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」を事業ごとに設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「地域子ども・子育て支援事業」における「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①延長保育事業

◆延長保育事業の量の見込みと確保方策

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	411	401	395	381	370
②確保方策	411	401	395	381	370
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業

◆放課後児童健全育成事業【低学年】の量の見込みと確保方策

（単位：人）

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	140	124	100	116	109
	2年生	111	115	102	82	96
	3年生	103	90	93	82	66
②確保方策	1年生	170	170	170	170	170
	2年生	160	160	160	160	160
	3年生	130	130	130	130	130
過不足(①-②)		106	131	165	180	189

◆放課後児童健全育成事業【高学年】の量の見込みと確保方策

（単位：人）

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4年生	60	58	51	53	47
	5年生	29	27	26	23	24
	6年生	12	11	10	10	9
②確保方策	4年生	80	80	80	80	80
	5年生	40	40	40	40	40
	6年生	20	20	20	20	20
過不足(①-②)		39	44	53	54	60

③子育て短期支援事業

◆子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

(単位: 人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	7	7	7	7	7
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位: 人回)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803
②確保方策	5,803	5,803	5,803	5,803	5,803
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

◆乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位: 人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	198	191	184	177	171
②確保方策	198	191	184	177	171
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業

◆一時預かり事業(幼稚園一時預かり)の量の見込みと確保方策

(単位: 人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,801	7,477	7,294	6,842	6,486
②確保方策	7,801	7,477	7,294	6,842	6,486
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

◆一時預かり事業(幼稚園一時預かり以外)の量の見込みと確保方策

(単位: 人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	290	290	290	290	290
過不足(①-②)	260	260	260	260	260

⑦養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	94	94	94	94
②確保方策	94	94	94	94	94
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑧病児保育事業

◆病児保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	371	371	371	371	371
②確保方策	371	371	371	371	371
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑨ファミリー・サポート・センター事業

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
②確保方策	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑩利用者支援事業

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査

◆妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	283	273	263	253	243
②確保方策	283	273	263	253	243
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
②確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

⑬子育て世帯訪問支援事業

◆子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	493	469	444	422
②確保方策	—	493	469	444	422
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑭親子関係形成支援事業

◆親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	62	59	55	53
②確保方策	—	62	59	55	53
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑮妊婦等包括相談支援事業

◆妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：回)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	396	382	368	354	342
②確保方策	396	382	368	354	342
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑯産後ケア事業

◆産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑰乳児等通園支援事業

◆乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	12	12	11	10
②確保方策	—	12	12	11	10
過不足(①-②)	0	0	0	0	0

⑱多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討します。

⑲児童育成支援拠点事業

今後、事業の効果等を検証し、実施について検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

本市は、幼稚園と保育所、認定こども園等で培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を提供します。

公立の施設については「子育て拠点再構築方針」に基づき、需給バランスを考慮しつつ、保護者の就労の有無にかかわらず地域のこどもや家庭が利用でき、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう努めます。

また、幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等を確保します。

6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がいのあるこどもなど特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、府が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。

7 ワーク・ライフ・バランスのための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方改革を推進するために、府、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

8 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

こどもや家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携強化を図ります。

また、母子保健と児童福祉が連携し、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく提供するためにこども家庭センターの設置を進めます。

第6章 こどもの貧困の解消

1 趣旨

本計画の基本理念である、「こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」に基づき、こどもが生まれ育った環境に左右されることなく、全てのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」の趣旨に鑑み、こどもの貧困の解消に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

2 貧困に関する定義について

（１）貧困について

貧困は、大きく「絶対的貧困」と「相対的貧困」に分けられます。「絶対的貧困」とは、生命を維持するために必要な最低限の生活水準が満ち足りておらず、食べるものがなくて飢えるという状態にあるものをいいます。一方、「相対的貧困」とは、直ちに生命の危機にあるわけではありませんが、社会の一員として生活する上では生活水準が比較的低く、社会的に困難な状態にあるものをいいます。

（２）等価可処分所得と貧困線について

貧困の水準（困窮度）は、「等価可処分所得」の額が、「貧困線」を超えているのか、また、どれくらい超えているのかを計ることが必要です。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を基に算出する、その世帯 1 人当たりの所得のことを指します。「貧困線」とは、全体を等価可処分所得の順に並べ、その中央値の 50% のラインを指します。国際的には、「貧困線」を下回る者を「相対的貧困」状態にあるとされています。

3 アンケート結果からみる現状

(1) 調査の概要

① アンケート調査の分析

本計画の策定に係る基礎資料とするためのアンケート調査から、等価可処分所得を割り出し、分析をしています。

② 困窮度の分類と分析の方向性について

分析結果から、本市における所得中央値（等価可処分所得の中央値）は、就学前児童のいる世帯・就学児童のいる世帯ともに 600 万円であり、貧困線は 300 万円でした。

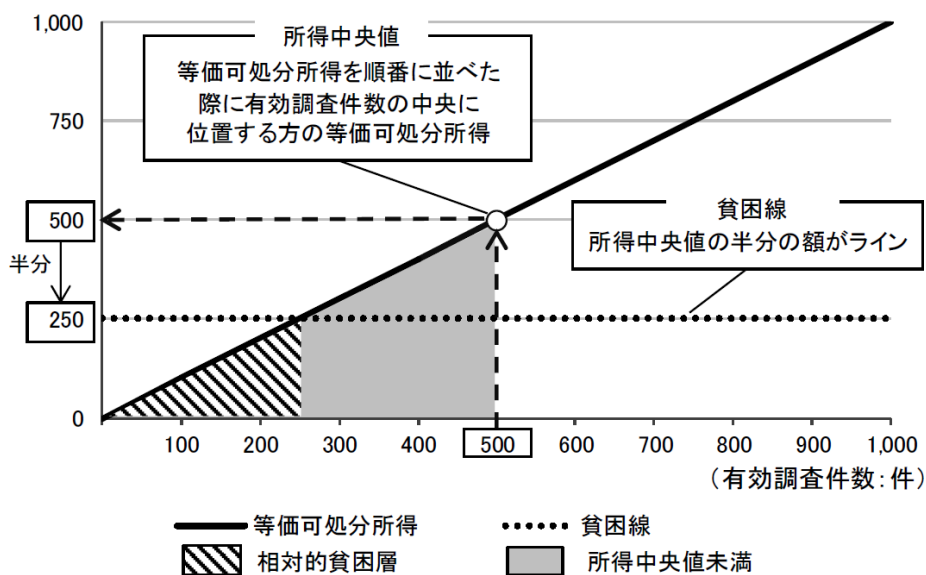
本市においては、所得中央値未満を対象とし、こどもの貧困の解消を推進します。

◆ 困窮度の割合

	就学前児童		就学児童	
	件数	割合	件数	割合
所得中央値以上	168 件	38.7%	126 件	41.6%
所得中央値未満	266 件	61.3%	177 件	58.4%
うち、相対的貧困層	74 件	17.1%	51 件	16.8%
全体	434 件	100.0%	303 件	100.0%

◆ 困窮度の分類のイメージ図

(等価可処分所得: 万円)



※有効調査件数が 1,000 件、調査対象者の等価可処分所得が 1 万円ずつ異なるケースを例示しています。

(2) 調査結果

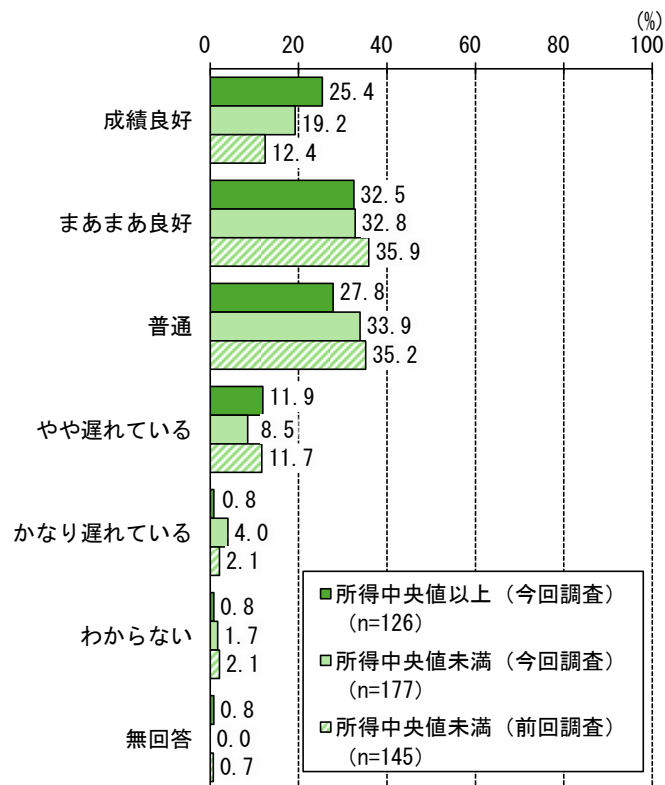
① 学校の成績と学習塾、進学についての考え

学校での成績については、所得中央値以上の方が所得中央値未満の方よりも「成績良好」の割合が高くなっています。所得中央値未満の方について、前回調査と比べると、「成績良好」の割合が高くなっています。

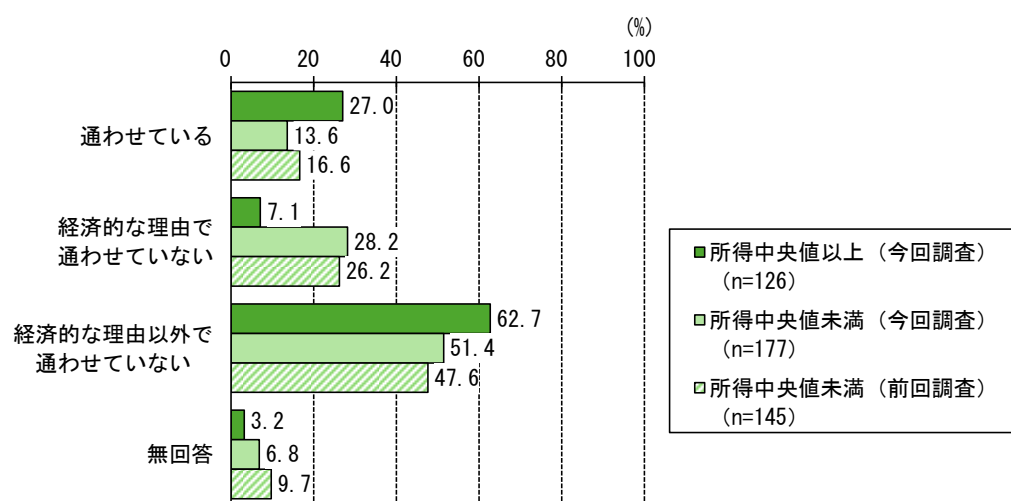
学習塾へ通わせている状況については、所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「経済的な理由で通わせていない」割合が高くなっています。所得中央値未満の方について、前回調査と比べると、「通わせている」の割合が低くなっています。

子どもの進学については、所得状況にかかわらず「大学・短期大学」を希望する割合が最も高いものの、所得中央値以上の方が約8割であることに対し、所得中央値未満の方は、前回調査よりやや高くなっているものの、4割台にとどまり、割合に差が出ています。

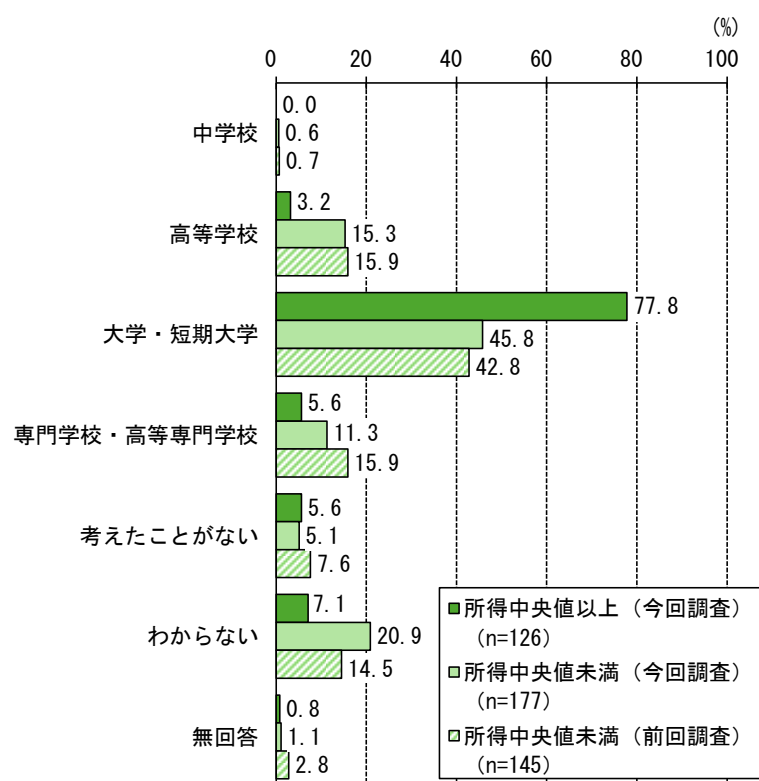
◆学校での成績【就学児童】



◆学習塾に通わせているか【就学児童】



◆子どもの進学について【就学児童】

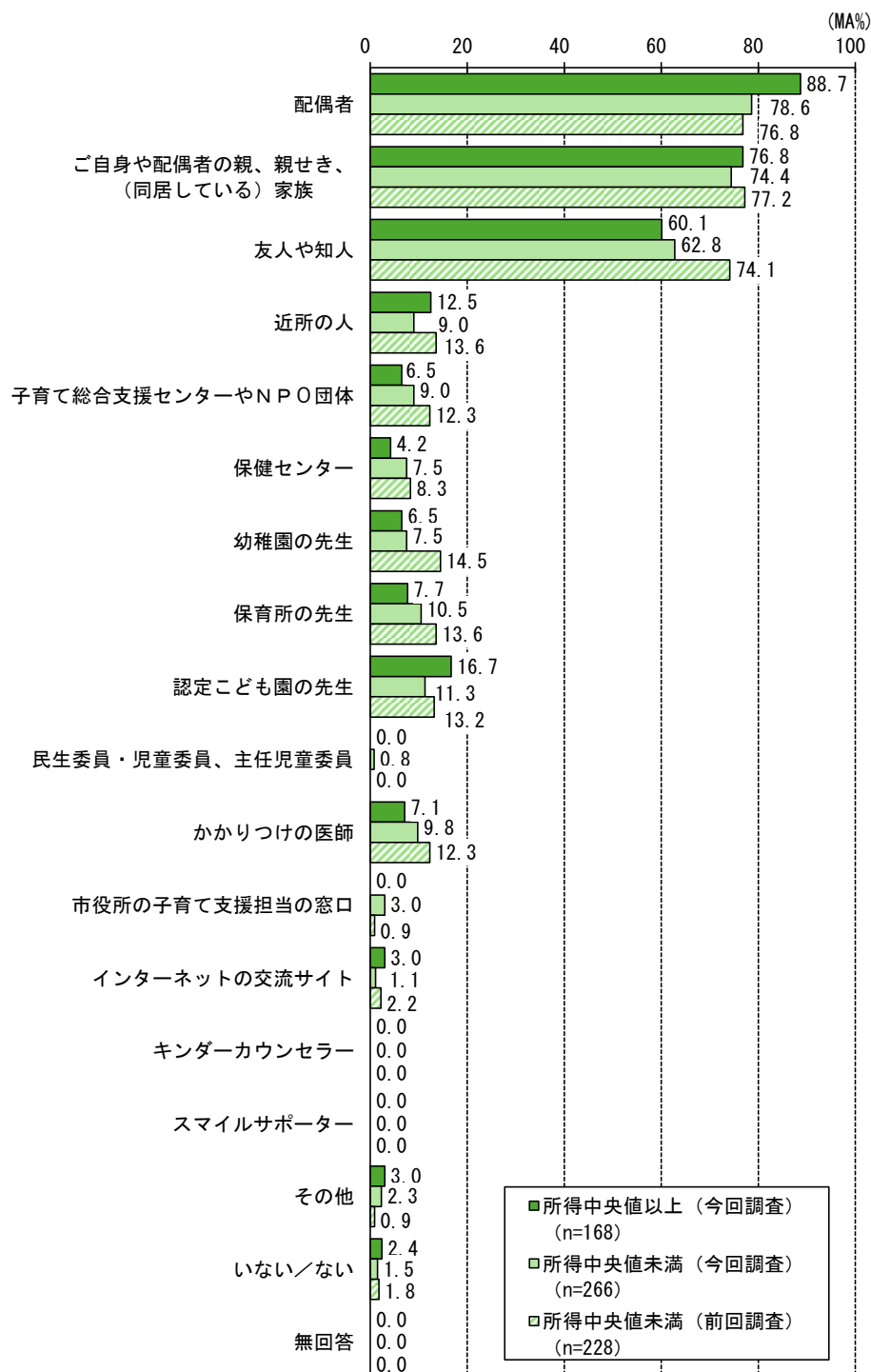


② 気軽に相談できる人や場所

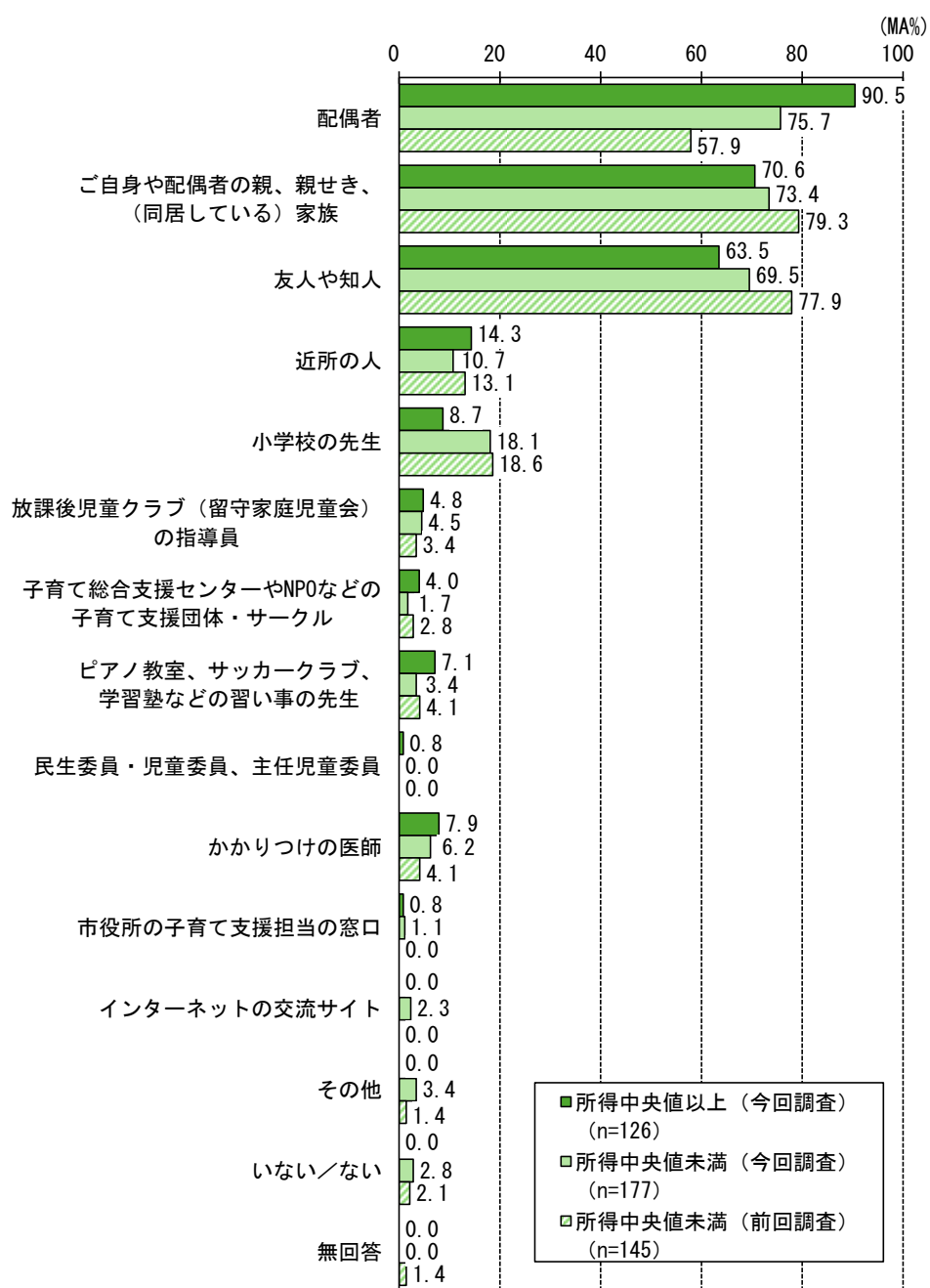
気軽に相談できる人や場所については、就学前児童、就学児童ともに所得中央値以上の方が所得中央値未満の方よりも「配偶者」の割合が高く、「友人や知人」の割合が低くなっています。

一方で、「友人や知人」と回答した所得中央値未満の方の割合は、前回調査よりも低くなっています。

◆気軽に相談できる人や場所【就学前児童】



◆気軽に相談できる人や場所【就学児童】

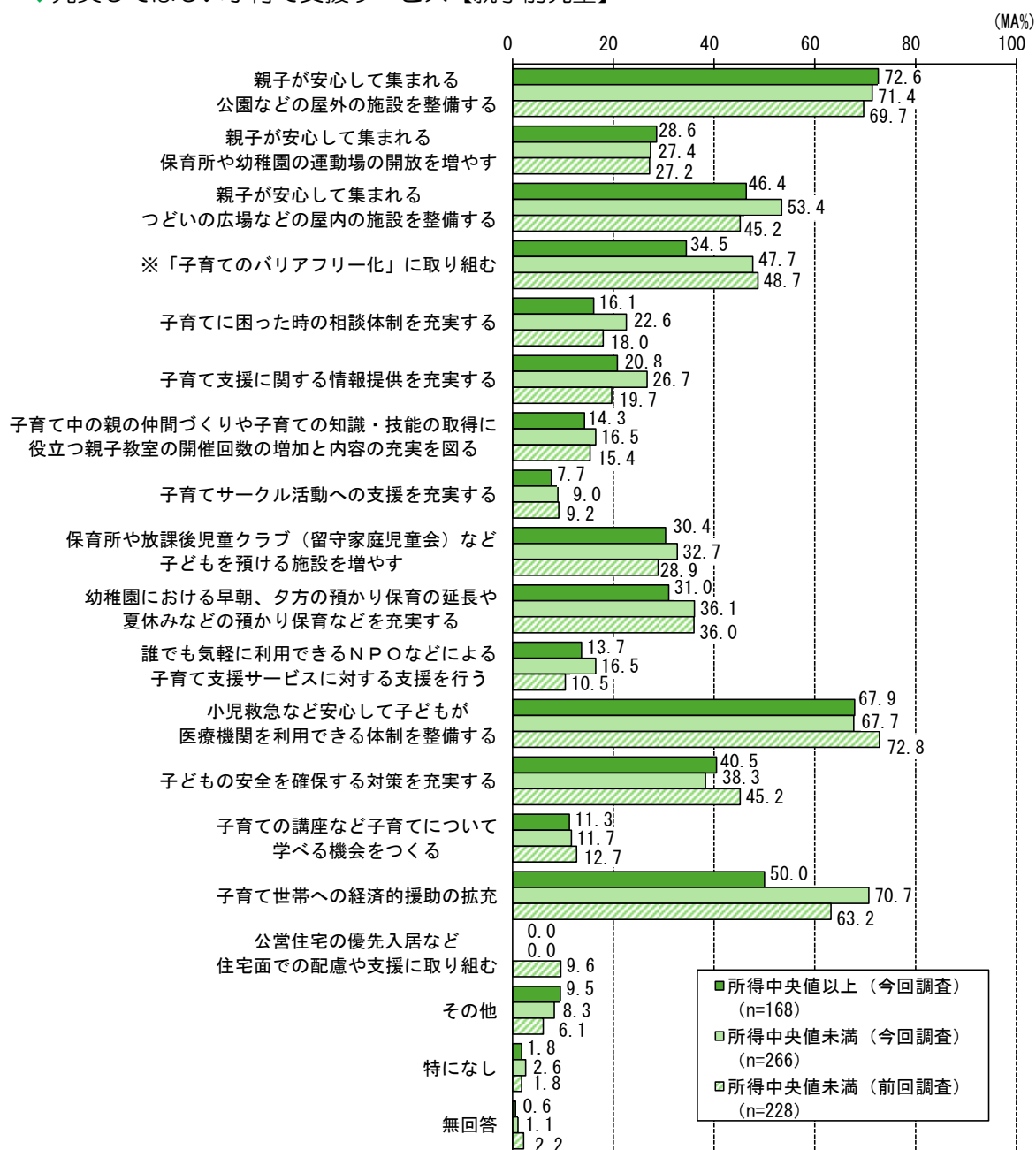


③ 充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスについては、就学前児童、就学児童ともに所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が高くなっています。

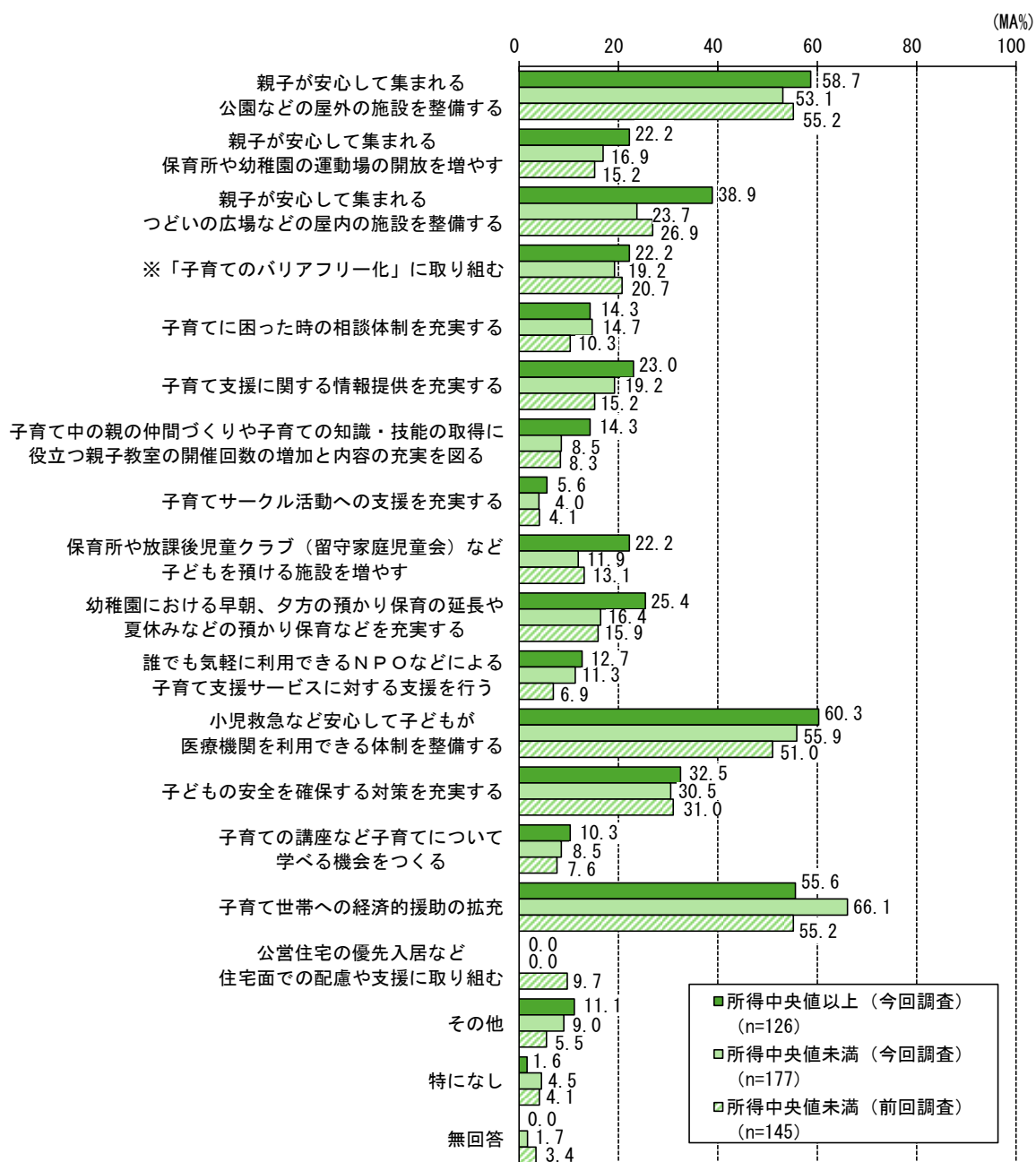
また、「子育て世帯への経済的援助の拡充」と回答した所得中央値未満の方の割合については、就学前児童、就学児童ともに前回調査よりも高くなっています。

◆充実してほしい子育て支援サービス【就学前児童】



※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。掲載にあたり、省略しています。

◆充実してほしい子育て支援サービス【就学児童】



※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。掲載にあたり、省略しています。

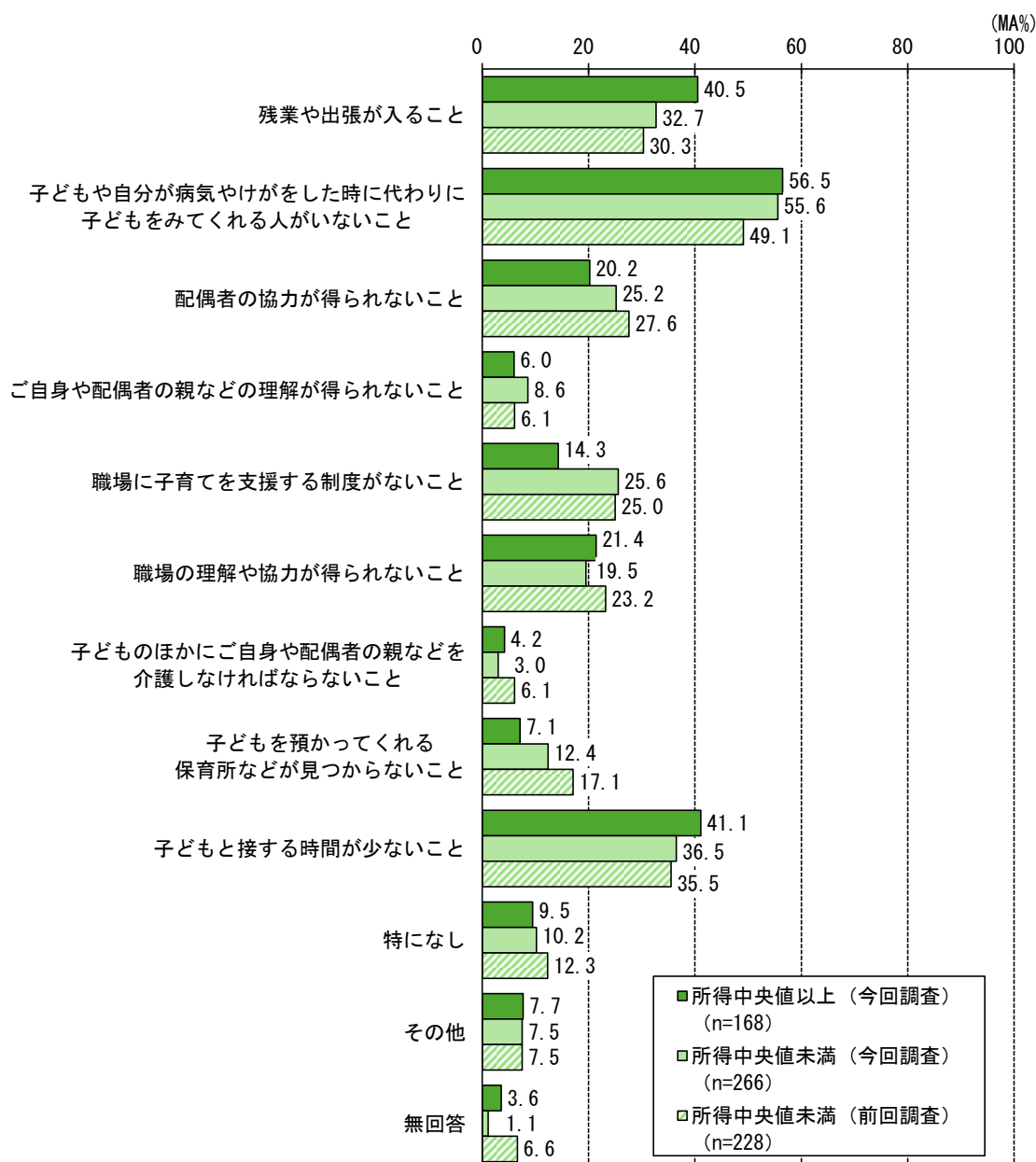
④ 仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題については、就学前児童、就学児童ともに所得状況に関わらず、「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」を課題とする割合が高くなっています。

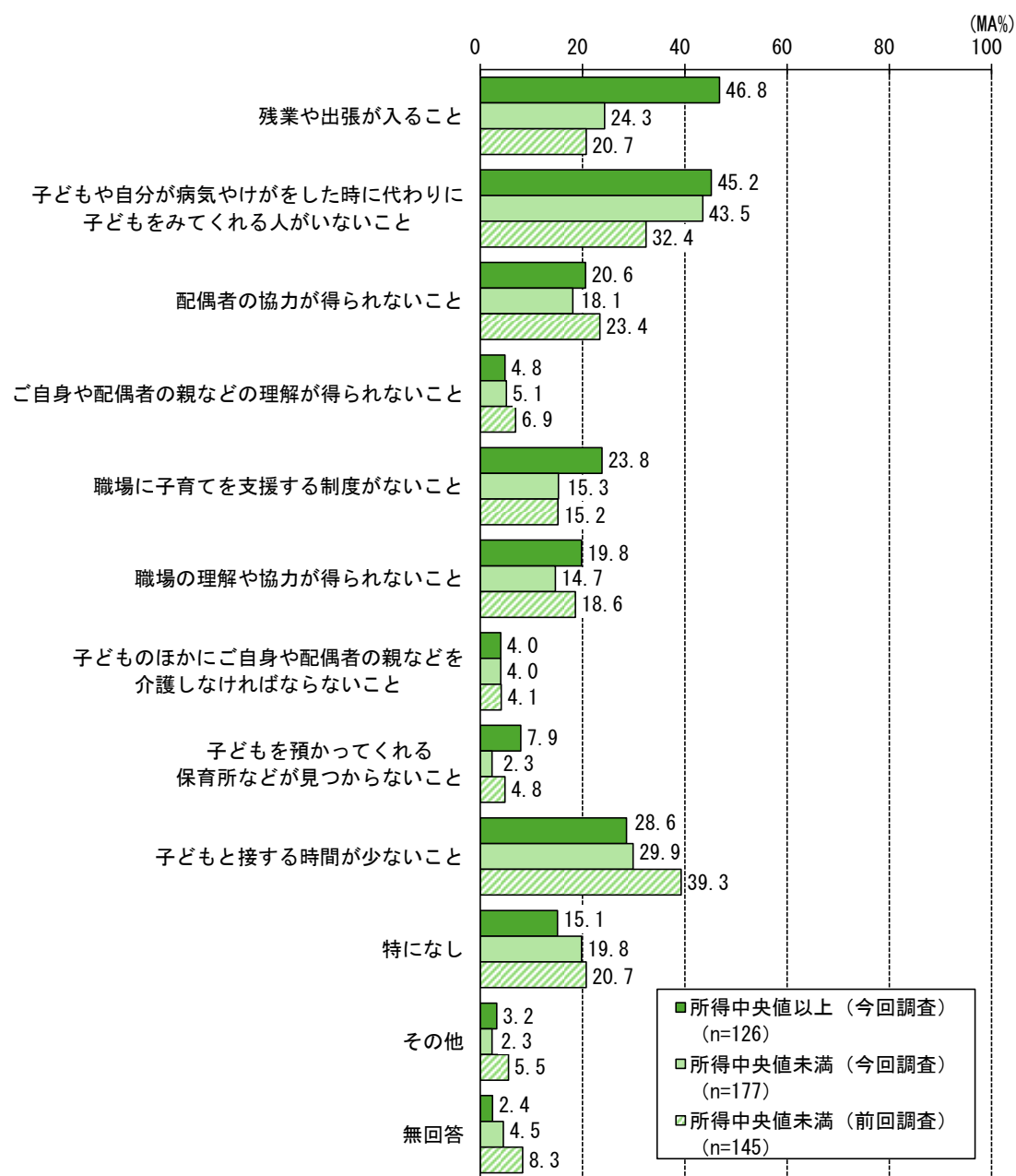
また、就学前児童では所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「職場に子育てを支援する制度がないこと」「子どもを預かってくれる保育所などが見つからないこと」などが高い割合となり、就学児童では、「特になし」「子どもと接する時間が少ないこと」などが高い割合となっています。

所得中央値未満の方について、前回調査と比べると、就学前児童、就学児童ともに「子どもや自分が病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」などの割合が高くなっています。

◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学前児童】



◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学児童】

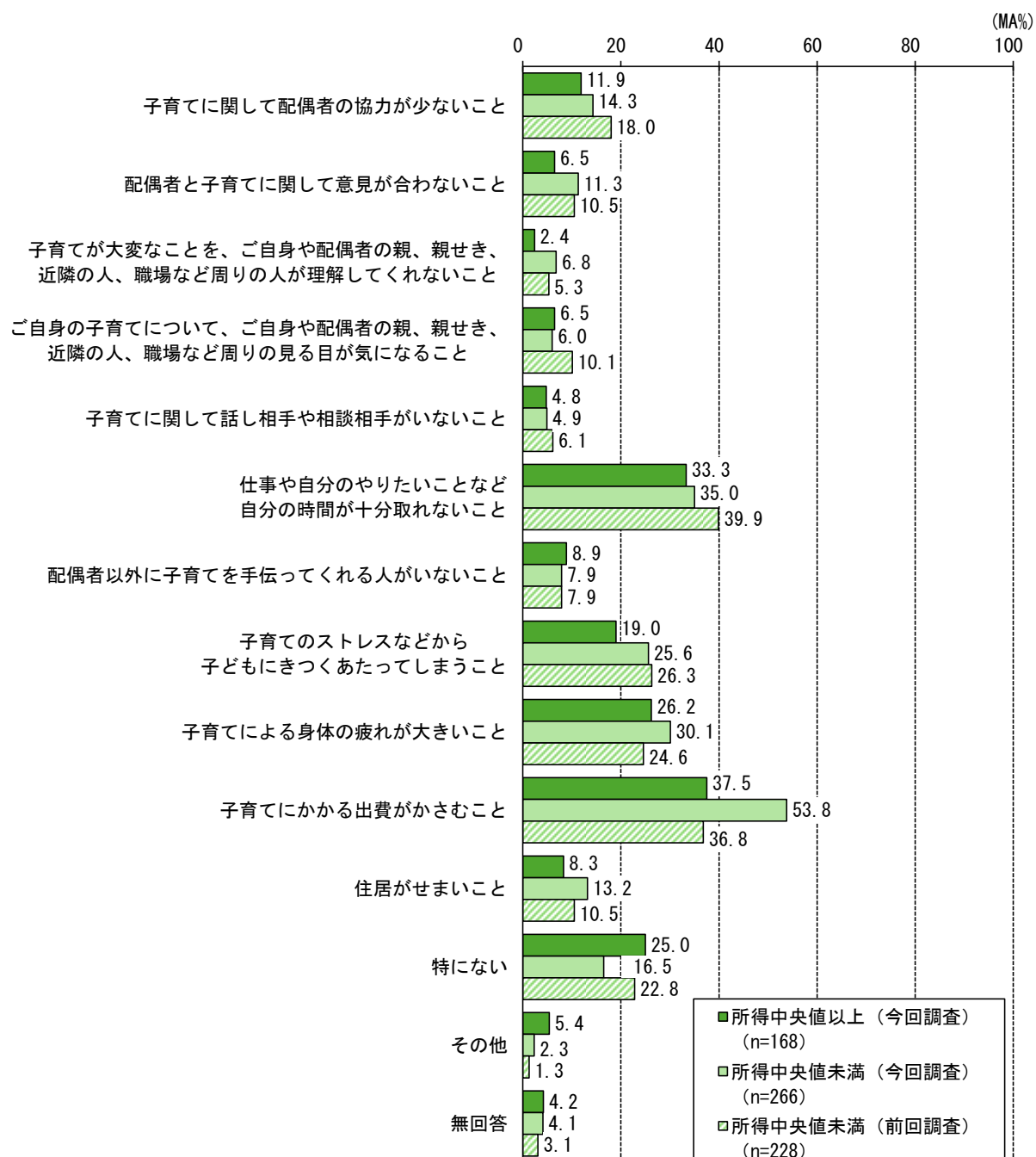


⑤ 日常的に悩んでいること、あるいは気になること

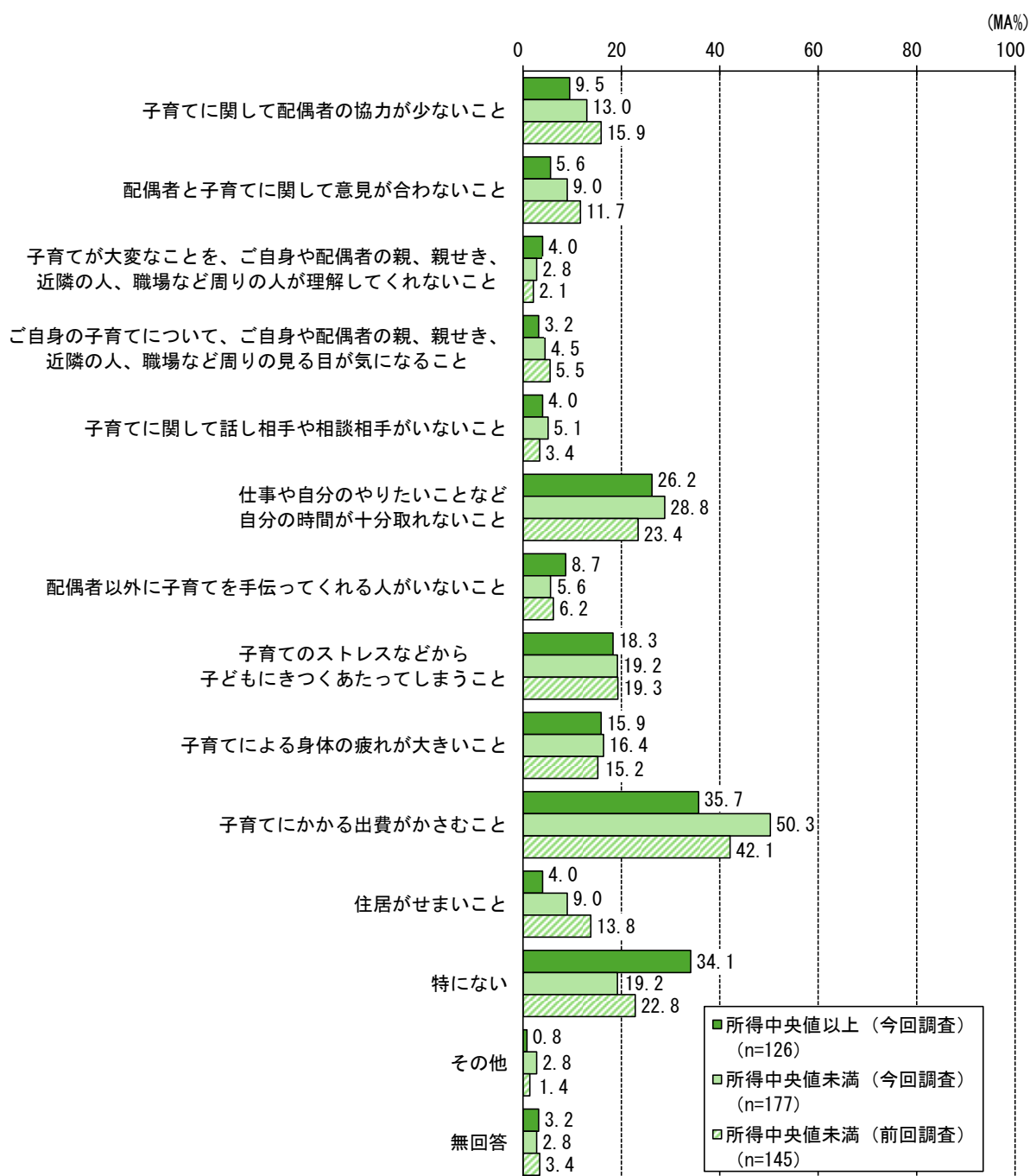
日常的に悩んでいること、あるいは気になることについては、就学前児童、就学児童ともに所得中央値未満の方が所得中央値以上の方よりも「子育てにかかる出費がかさむこと」、「住居がせまいこと」などが高い割合となっています。

所得中央値未満の方について、前回調査と比べると、就学前児童、就学児童ともに子育てにかかる出費がかさむこと」などの割合が高くなっています。

◆ご自身（アンケート回答者）に関すること【就学前児童】



◆ご自身（アンケート回答者）に関すること【就学児童】



4 本市が抱える課題と今後の方向性

(1) 貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の充実

日本財団より平成 30 年に発表された「家庭の経済格差と子どもの認知能力・非認知能力格差の関係分析」によると、貧困の状況とこどもの学力は相関関係があり、特に 10 歳を境に学力の差が顕著に現れ、低学力のまま年齢が上がると、学力を高めることは難しくなると分析されています。また、内閣府の「令和 3 年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況」によると、世帯の経済状況とこどもの教育機会には依然として強い相関関係があることが報告されています。貧困傾向の強い世帯ほど進学率が低いことなども示されており、学歴の差は就労形態や生涯賃金との関係が深く、将来の所得格差につながりやすいと考えられています。

本市においても、アンケート調査から学校成績の状況については、所得中央値以上の方のほうが「成績良好」と回答されている割合が高く、貧困の状況とこどもの学力が結びつきやすい傾向にありました。所得中央値未満の方は所得中央値以上の方よりも、経済的な理由で学習塾や習い事に通わせていない割合が高くなっており、家庭の所得の状況とこどもの補習教育は関連性があると考えられます。

また、進学についての考え方は、全体的に大学や短期大学までの進学を考えている方が多いものの、所得状況により割合に差が生じており、所得中央値未満の方は進学にかかる費用に対する懸念を持っている可能性があります。

こどもの学力や非認知能力の差は、全てが家庭の所得状況によるものではありませんが、経済的困難が与える影響は無視できません。貧困の連鎖を断ち切るためにも、学校教育での学力定着や教育費等の負担軽減が特に重要です。

(2) こどもや保護者への支援の充実

アンケート調査から、所得中央値未満の方は、所得中央値以上の方よりも「配偶者」に相談しにくい状態にあることがうかがえます。このことは、家庭内で信頼感や自己肯定感を育む機会を逸している可能性があり、こどもや保護者が社会的な孤立につながりやすい状態にあるともいえます。

文部科学省の「家庭教育支援の具体的な推進方策について」によると、「家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点」とされており、家庭教育を支える地域のつながりの重要性や幼児期・学童期における保護者や近所の人との関係が、こどもが社会性を身につける上で重要な環境であることなどが示されています。

こどもや保護者が社会的に孤立し、生活や将来への不安に陥らないよう、こどもだけでなく、保護者自身も支援対象として捉え、双方への効果的な支援を提供する必要があります。

（３）安定した生活を送ることができる支援の充実

アンケート調査から、所得中央値未満の方は、子育てに対する費用について日常的に悩んでいる傾向にあります。経済的援助の拡充等を望む声も多く、生活の基盤を支える支援の充実が求められています。

また、生活の基盤を形成するために、仕事と子育ての両立を図ることが重要となります。そのためには、こどもの預け先の確保や多様なニーズに対応した施策の展開が望まれます。保護者が不安定な雇用状況にあることで、こどもとの時間の確保が困難になり、経済面だけでなく精神面の負担の増加につながる可能性があります。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、安心して子育てができる環境を整えることは重要です。こどもと保護者が安定した生活を送ることができるよう、社会全体での包括的な支援が必要です。

5 基本目標

基本目標 1 こどもへの教育支援

目標の方向性

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう、こどもたちには学習支援を推進するとともに、保護者に対しては教育費の負担の軽減を図ります。

基本目標 2 こどもや保護者の生活の支援

目標の方向性

貧困にあるこどもが、社会的に孤立し、必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれることのないよう、こどもの居場所の確保や保護者の相談体制の確立など、関係機関と連携し、適切な支援の提供に取り組みます。

基本目標 3 生活基盤の確立支援

目標の方向性

保護者が就労することは、一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、保護者が働く姿をこどもに示すことによって、こどもが労働の価値や意味を学ぶなどの、教育的意義を見出だすためにも、保護者の就労支援の充実を図ります。

また、世帯の生活の基礎を下支えしていくため、手当の支給やサービスの提供等の周知・啓発を図るとともに、各種経済的支援により生活基盤の確立につながるよう努めます。

6 基本目標ごとの取組

(1) こどもへの教育支援

①学力保障の推進に向けた取組

◆子ども支援員配置事業

事業内容	支援学級等における、障がいのある園児・児童・生徒に子ども支援員を配置し、適切に必要な支援を行います。また、通常の学級におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠如・多動症）、高機能自閉症等の発達障がいの可能性のある児童・生徒及び学習が困難な児童・生徒に対しても適切に必要な支援を行います。
担当課	こども政策課、学校教育課

◆少人数指導

事業内容	国語・算数（数学）・英語・理科で少人数指導を実施します。
担当課	学校教育課

◆教職員研修

事業内容	教職員の資質向上のために研修を実施します。
担当課	学校教育課

◆教育相談

事業内容	学校や家庭でのこどもの教育に関する相談を実施します。
担当課	学校教育課

②教育費等の負担軽減に向けた取組

◆奨学金等支援相談事業

事業内容	就学にかかる奨学金に関する相談等を実施します。
担当課	学校教育課

◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

◆阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除を行い、負担軽減を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆保育所、認定こども園等の保育料の軽減

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、保育所・認定こども園等の保育料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども政策課

◆幼児教育・保育の無償化

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等を利用することの保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども政策課

◆実費徴収に係る補足給付事業

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。
担当課	こども政策課

◆ファミリーサポート利用料の減免

事業内容	ひとり親家庭医療受給者及びひとり親家庭である生活保護受給世帯のうち、小学校3年生以下の児童がいる保護者に対して、対象児童1人につき年間24枚のサポート利用券を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども支援課

◆乳幼児家庭支援事業

事業内容	2歳未満までの乳幼児のいる家庭に対し、市指定可燃用ごみ袋を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども支援課

③学びの連続性に向けた幼・保・こ・小・中の連携

◆幼・保・こ・小・中の連携

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園それぞれの連携に加え、小学校、中学校との連続性や連携・交流について検討し、推進します。
担当課	こども政策課、学校教育課、健康増進課

(2) こどもや保護者の生活の支援

①こどもを孤立させないための取組

◆教育支援センター実施事業

事業内容	登校園が難しくなっている園児・児童・生徒が利用できる場所を提供し、支援を実施します。
担当課	学校教育課

◆スクールソーシャルワーカー配置事業

事業内容	園児・児童・生徒の環境をアセスメントし、適切な支援を計画します。
担当課	学校教育課

◆小地域ネットワーク活動推進事業

事業内容	8小学校区（12校区（地区）福祉委員会）において、小地域ネットワーク活動（個別援助・グループ援助活動等）を実施し、身近な生活圏域における住民主体の活動を支援します。
担当課	市民福祉課

◆生活支援体制整備事業

事業内容	学習支援や子ども食堂などを実施する団体の立ち上げ支援及び運営支援を行います。
担当課	市民福祉課

◆放課後の子どもの居場所事業

事業内容	阪南市内の小・中学生の放課後等におけるこどもの居場所を地域に確保するとともに、こどもたち主体の自由な活動を行います。
担当課	生涯学習推進室

②こどもに対する相談体制の確立

◆スクールカウンセラー配置事業

事業内容	公認心理師による発達相談やカウンセリングを実施します。
担当課	学校教育課

◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	地域全体でこどもを守るための連携を強化し、児童虐待の防止などの取組を進めます。
担当課	こども支援課

◆コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業

事業内容	地域における見守り・発見・つなぎ機能などセーフティネットを構築し、総合的な相談を実施します。
担当課	市民福祉課

③保護者に対する相談体制の確立

◆教育支援相談員事業

事業内容	教育支援相談員を配置し、発達相談やカウンセリングを実施します。
担当課	学校教育課

◆母子・父子・寡婦生活相談

事業内容	母子父子自立支援員が、生活全般やこどものこと、就職や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談等を実施します。
担当課	こども支援課

◆養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。
担当課	こども支援課、健康増進課

◆子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）

事業内容	子育ての心配や悩みなど、こどもに関する様々な相談を実施します。
担当課	こども支援課

◆子育て世帯訪問事業

事業内容	不安や負担を抱えた子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴とともに、家事・育児等の支援を実施します。
担当課	こども支援課

◆親子関係形成支援事業

事業内容	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行います。
担当課	こども支援課

④妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援

◆子育て世代包括支援センター運営事業

事業内容	地区担当保健師による妊娠届出の面接から妊娠中の電話相談、出産後の訪問などを通して妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
担当課	健康増進課

◆地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育て中の親子が交流する場や親子教室などの子育て支援事業を実施するとともに、子育てに関する相談や子育て支援の団体やサークル等との連携を図り、地域の子育て関連情報の提供を行います。
担当課	こども支援課

◆こんにちは赤ちゃん事業

事業内容	出生児を保健師または助産師が家庭訪問し、育児相談や地域における子育て情報を提供します。
担当課	健康増進課

(3) 生活基盤の確立支援

①こどもや保護者の視点に立った就労支援

◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
担当課	生活環境課

◆若年者等のためのしごとの出張相談

事業内容	働いていない若年者等（おおむね49歳まで）を対象とした相談を実施します。
担当課	生活環境課

◆就労・生活相談

事業内容	面接の受け方や履歴書の書き方など就労や生活に関する相談を実施します。
担当課	生活環境課

◆被保護者就労支援事業

事業内容	被保護者からの就労相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ります。
担当課	生活支援課

◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、自立を支援します。
担当課	こども支援課

◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が就業に結びつきやすい国家資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練を受講する期間について、給付金を支給することにより、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にします。
担当課	こども支援課

◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父の個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立に向けた支援をするとともに、自立した後もアフターケアにて、継続的な支援を行います。
担当課	こども支援課

②安心して就労するための支援

◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆保育所等保育の提供

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児を保育所や認定こども園等で保育します。
担当課	こども政策課

◆保育所等への優先入所

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児のいる生活保護世帯やひとり親家庭等については、保育所等への入所を優先します。
担当課	こども政策課

◆延長保育事業

事業内容	保育所・認定こども園等において、保育認定を受けた子どもを通常の利用時間を延長して保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
担当課	こども政策課

◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
担当課	こども支援課

◆子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行います。
担当課	こども支援課

③公的な経済支援

◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、こどもを養育する人に対し、年6回支給します。
担当課	こども支援課

◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども支援課

◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るため、資金の貸し付けを行います。
担当課	こども支援課

◆生活困窮者自立支援事業

事業内容	就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が、生活困窮の自立をするための必要な支援を実施します。
担当課	生活支援課

◆生活保護制度

事業内容	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。
担当課	生活支援課

第7章 ひとり親家庭等自立促進

1 趣旨

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、住居、こどもの養育等の面で様々な困難を抱えています。

本計画の基本理念である、「こどもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん」に基づき、子育てと生計を一人で担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心してこどもを育てることのできる社会の実現をめざします。

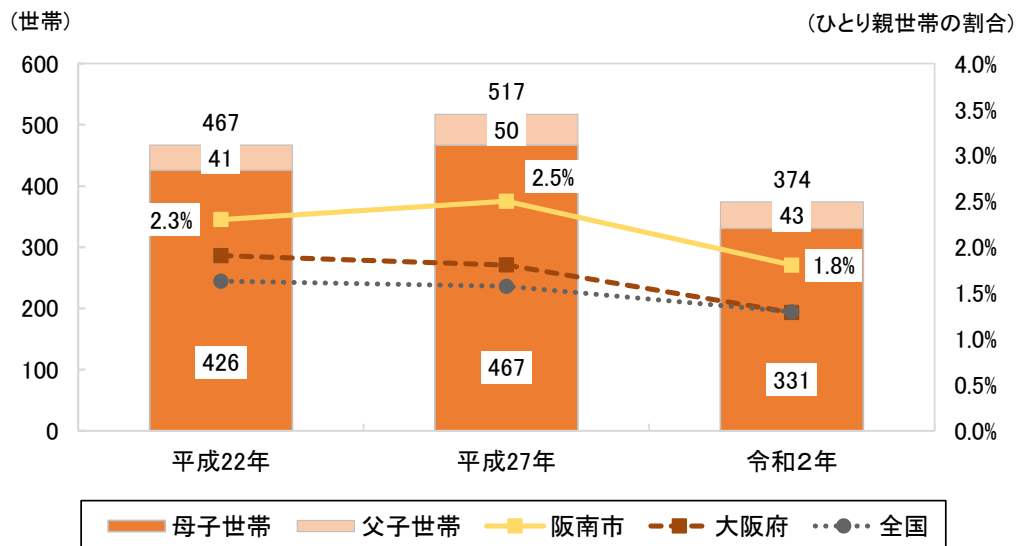
また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の趣旨に鑑み、ひとり親家庭等の自立促進を総合的かつ計画的に推進します。

2 アンケート結果等からみる現状

① ひとり親家庭の推移

本市のひとり親家庭数は平成 27 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年に減少し、374 世帯となっています。

ひとり親世帯の割合は平成 27 年以降減少傾向となっておりますが、国や大阪府よりもやや高い水準となっています。



資料：国勢調査

② 就労状況

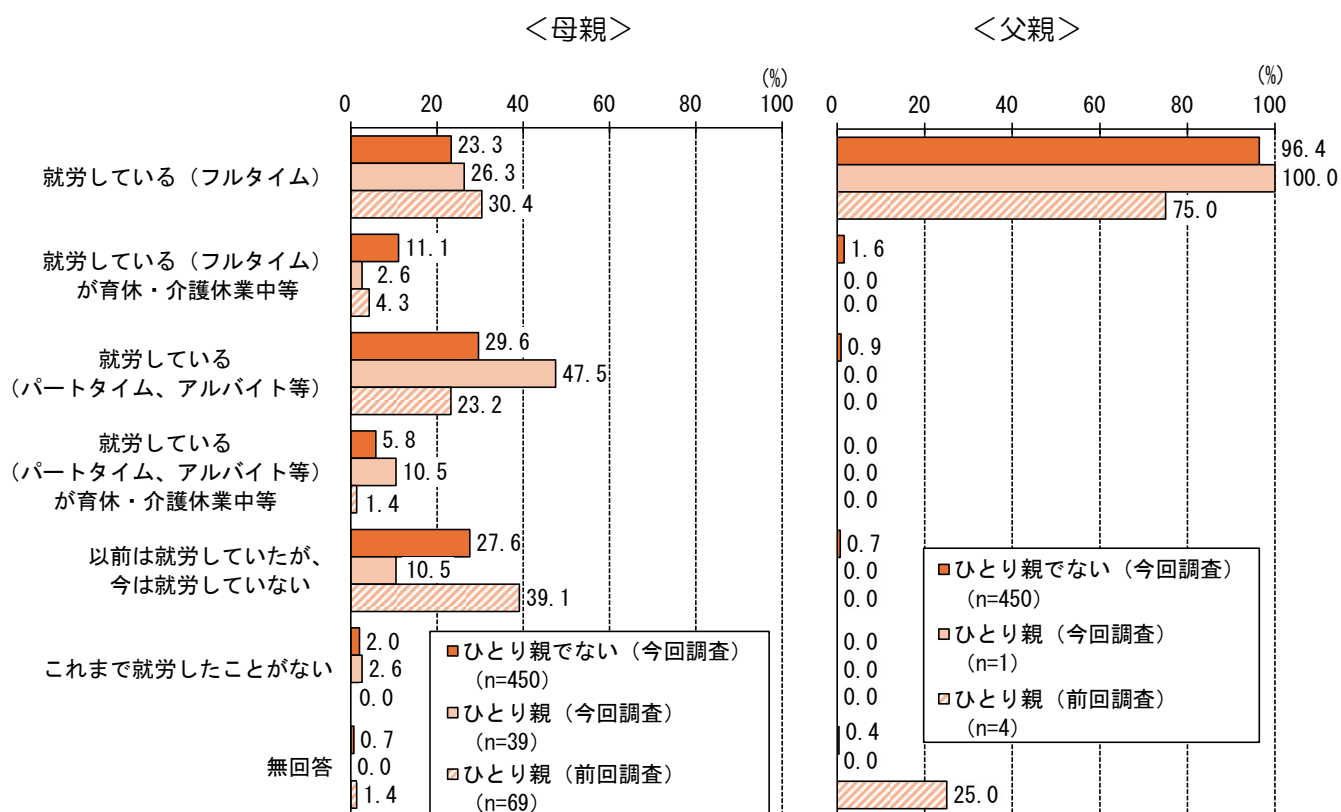
就労状況については、就学前児童、就学児童の母親ともに、ひとり親家庭であるかどうかに関わらず、育休・介護休業中等を含め、3分の2以上の方が現在就労をしています。

また、就学前児童の母親は、就労している方の約3割しかフルタイム勤務を行っていませんが、就学児童のひとり親家庭の母親では5割以上の方がフルタイム勤務を行っています。

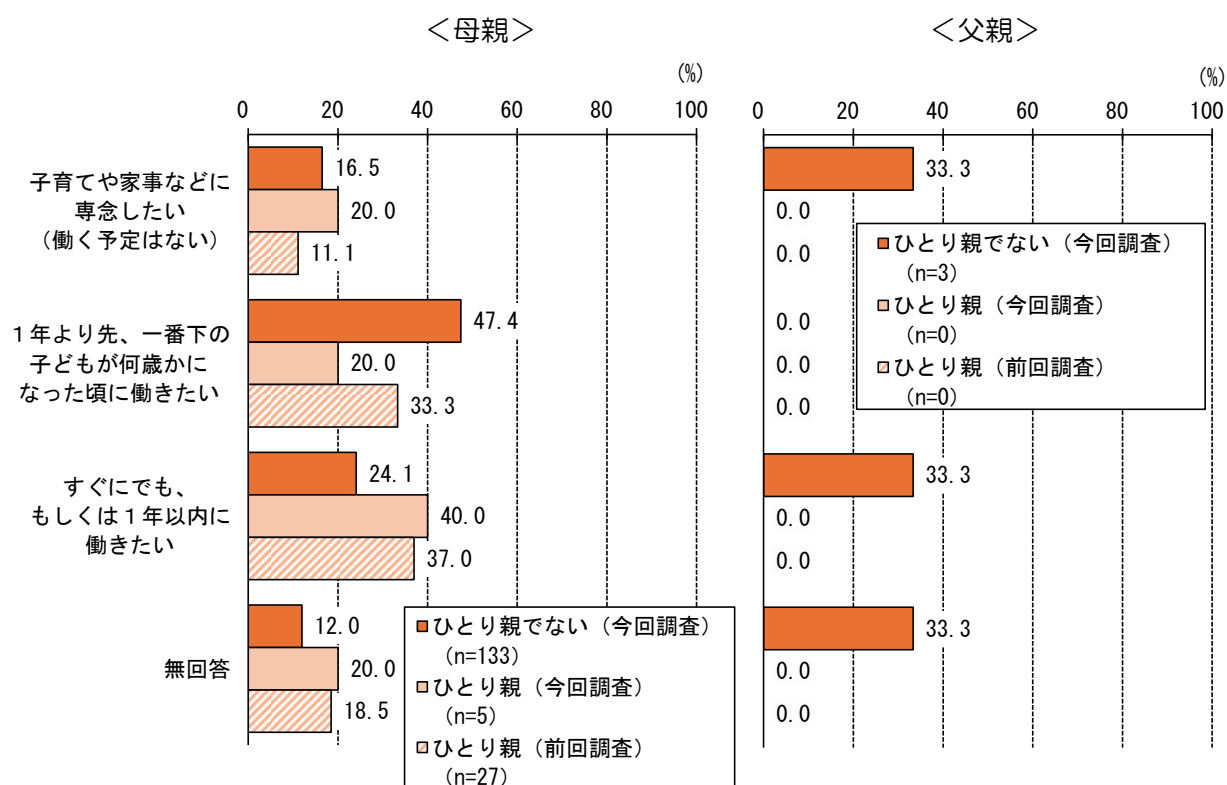
現在就労していない方の就労希望としては、就学前児童、就学児童ともに、ひとり親家庭の母親のほうがひとり親でない家庭の母親よりも、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と考えている割合が高くなっています。

ひとり親家庭について、前回調査と比べると、就学前児童、就学児童の母親ともに「就労している（パートタイム、アルバイト等）」の割合が高くなっています。

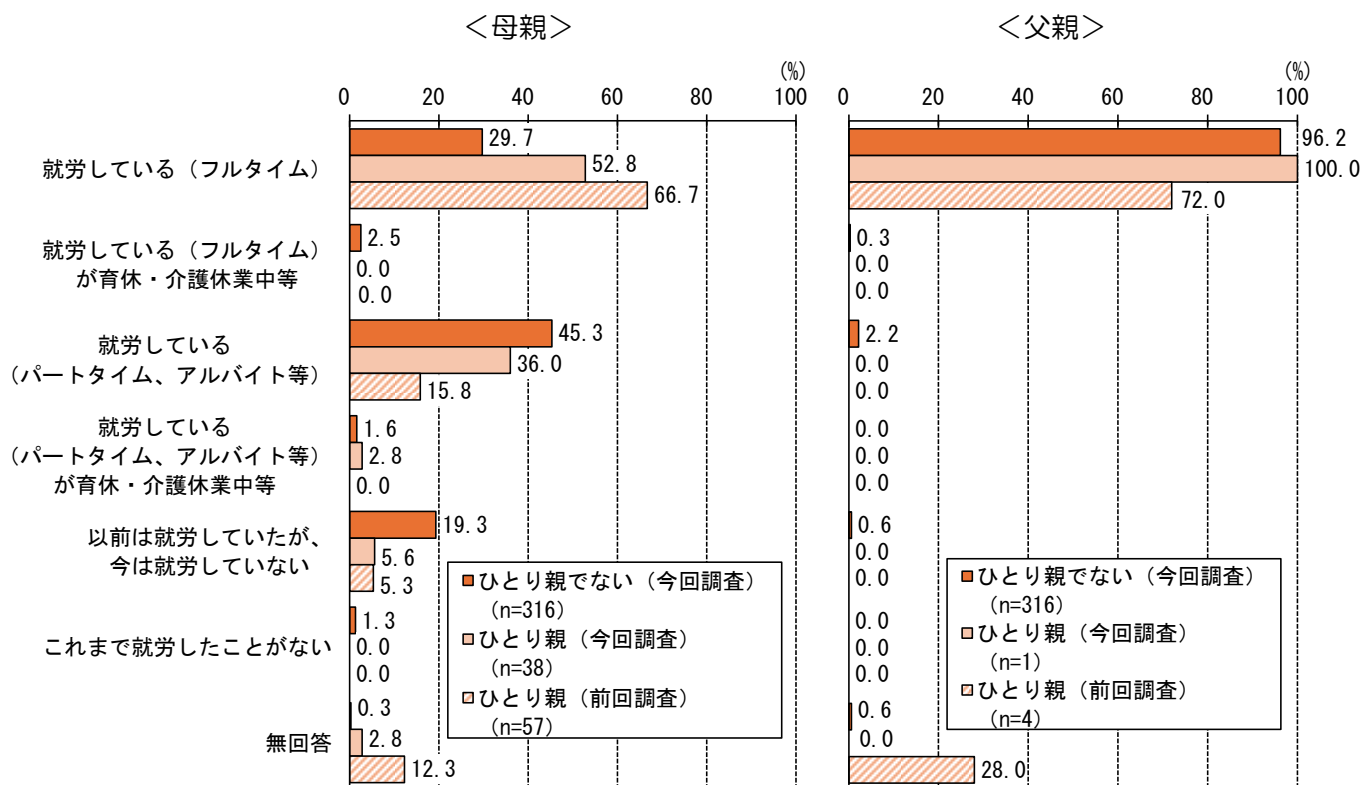
◆現在の就労状況【就学前児童】



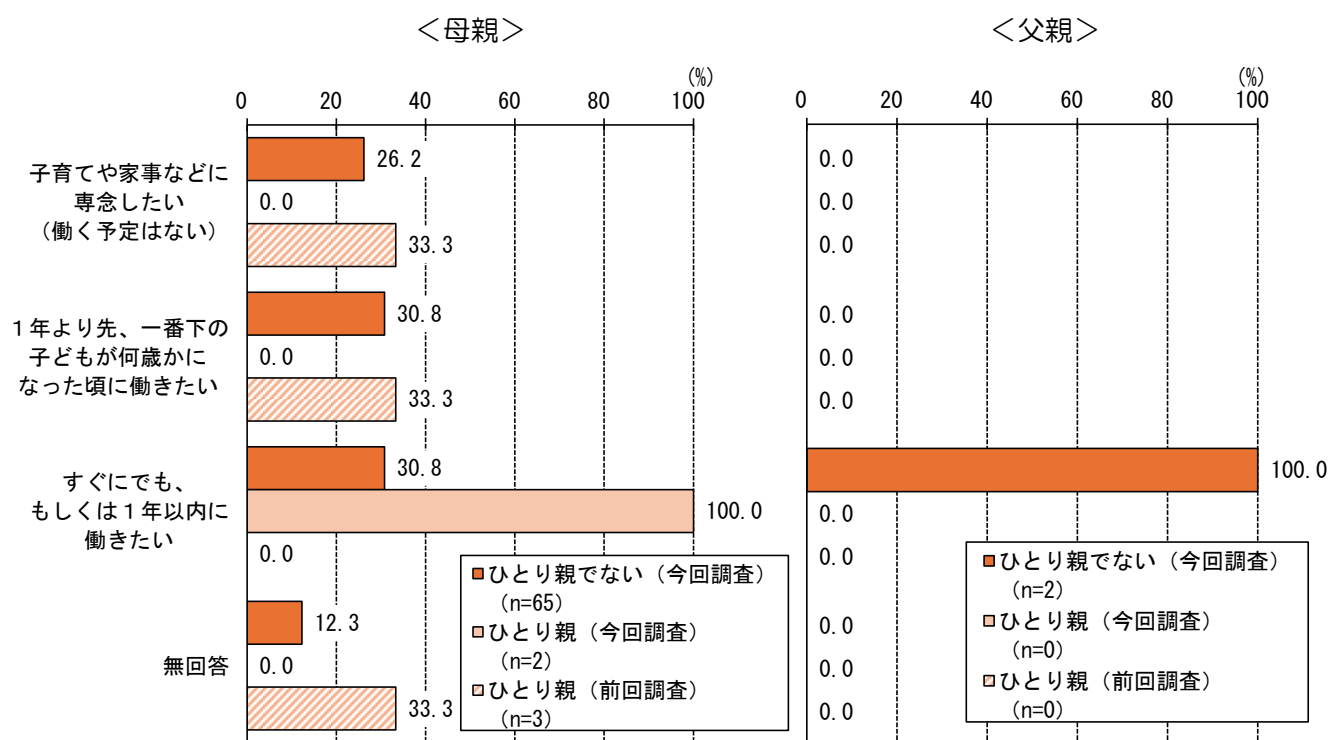
◆就労希望（現在就労していない方のみ）【就学前児童】



◆現在の就労状況【就学児童】



◆就労希望（現在就労していない方のみ）【就学児童】



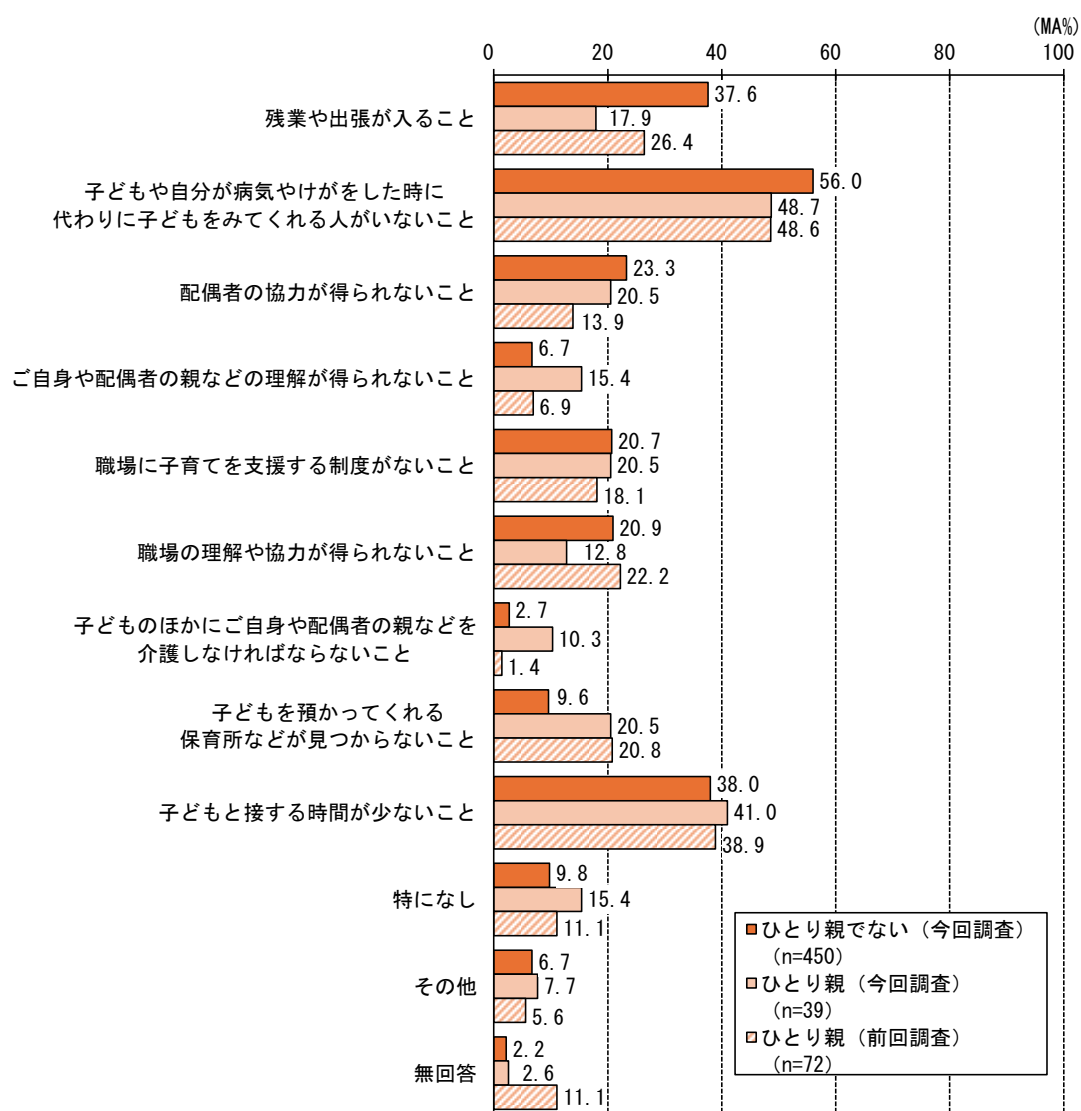
③ 仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題については、就学前児童、就学児童ともに、ひとり親家庭のほうがひとり親でない家庭よりも、「子どもと接する時間が少ないこと」などの割合が高くなっています。

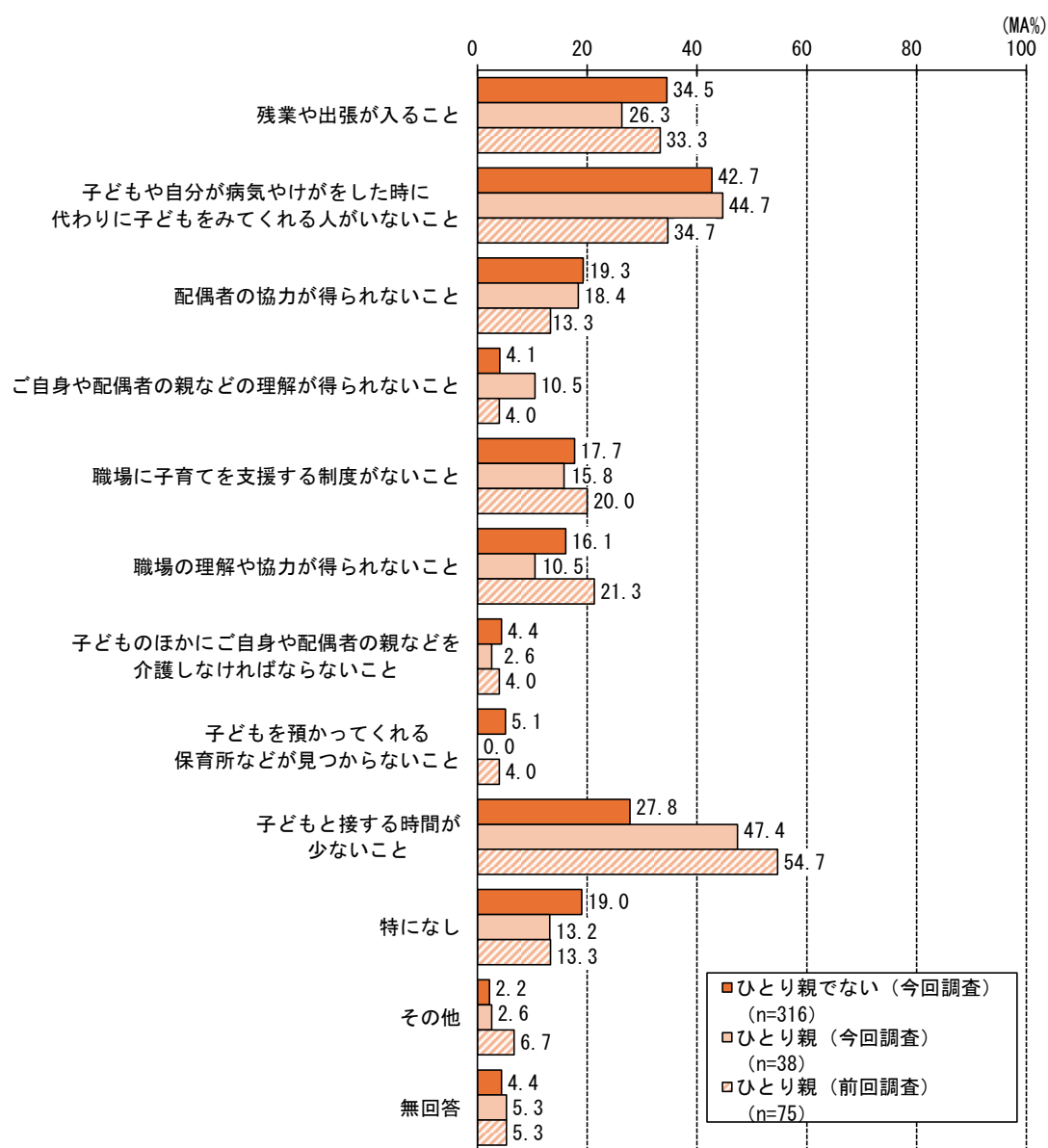
また、ひとり親でない家庭では、就学前児童、就学児童ともに、「残業や出張が入ること」などの割合が高くなっています。

ひとり親家庭について、前回調査と比べると、就学前児童、就学児童ともに、「ご自身や配偶者の親などの理解が得られないこと」の割合が大幅に高くなり、就学前児童では「子どものほかにご自身や配偶者の親などを介護しなければならないこと」の割合も大幅に高くなっています。

◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学前児童】



◆仕事と子育てを両立させる上での課題【就学児童】

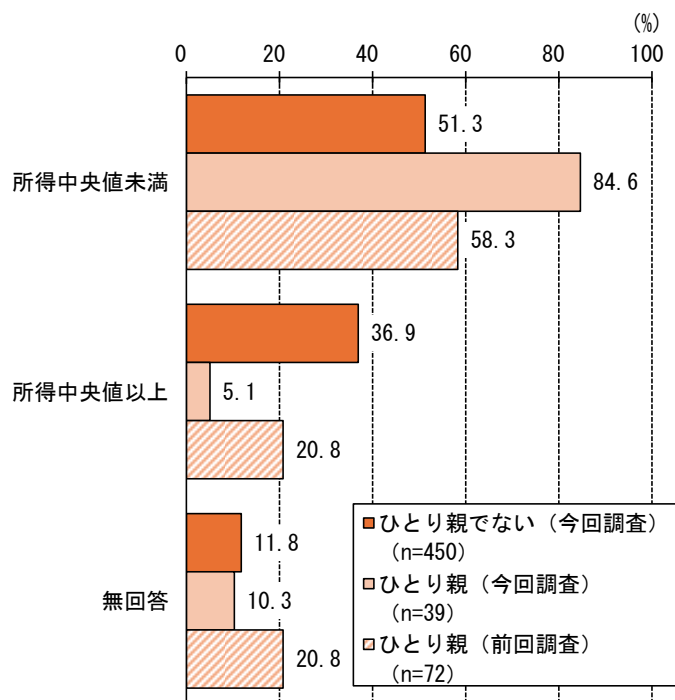


④ ひとり親家庭における困窮度

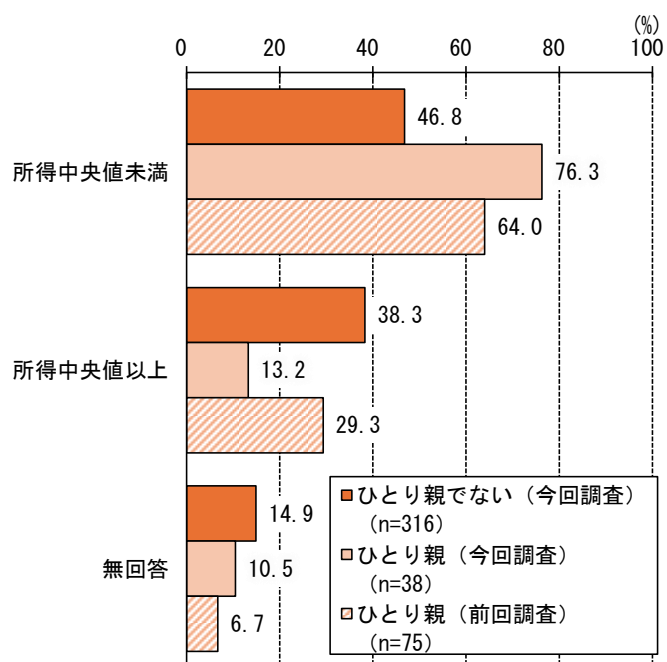
ひとり親家庭では、就学前児童、就学児童ともに、本市におけるこどもの貧困の解消に向けた対策を推進する世帯である「所得中央値未満」に該当する割合が7割を超えており、高い水準となっています。

前回調査と比較しても、「所得中央値未満」に該当するひとり親家庭については、就学前児童、就学児童ともに「所得中央値未満」の割合が高くなっています。

◆ひとり親家庭と困窮度の関連性【就学前児童】



◆ひとり親家庭と困窮度の関連性【就学児童】



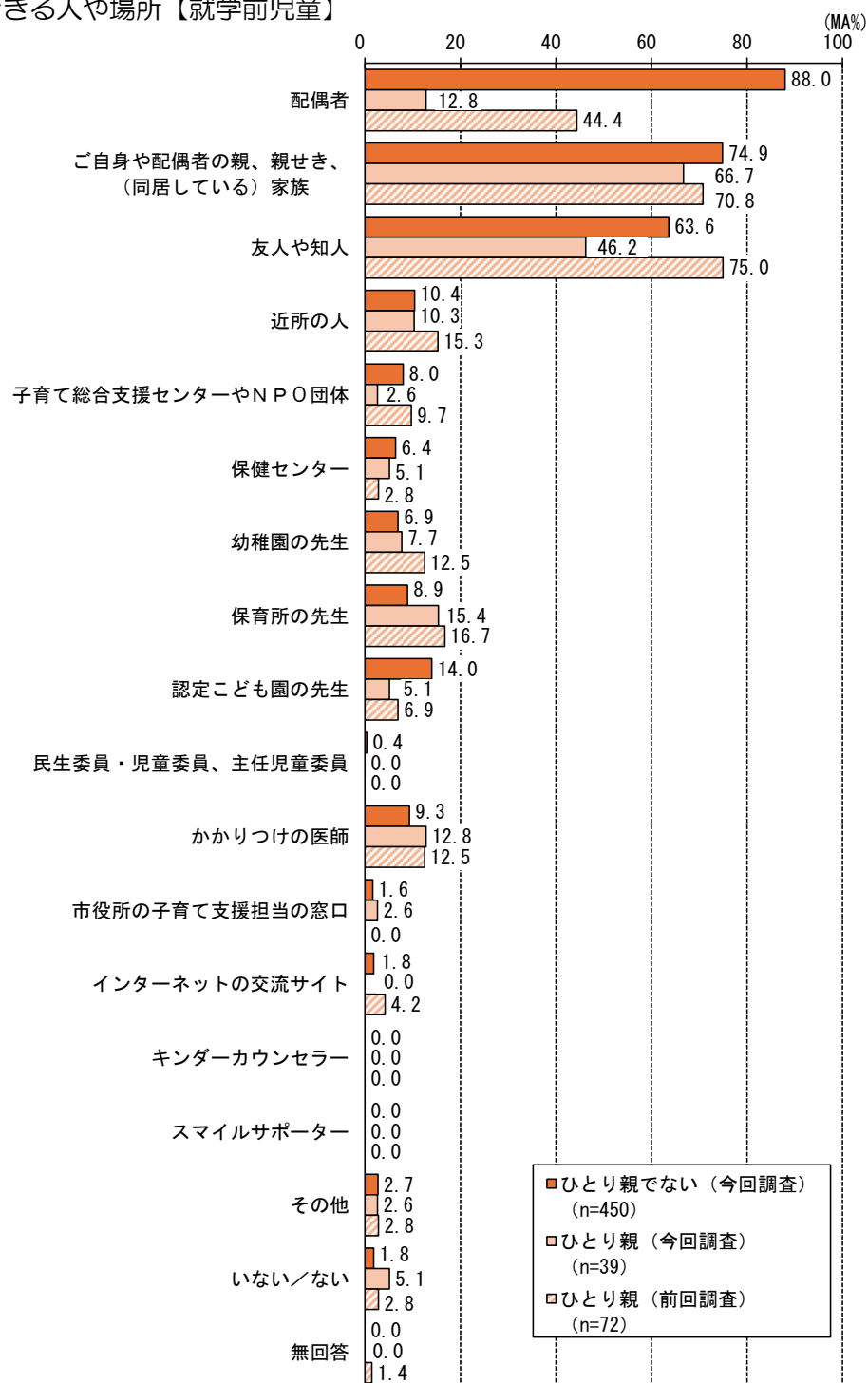
⑤ 気軽に相談できる人や場所

気軽に相談できる人や場所については、就学前児童、就学児童ともに、ひとり親家庭でない方は、ほとんどの方が「配偶者」とされています。

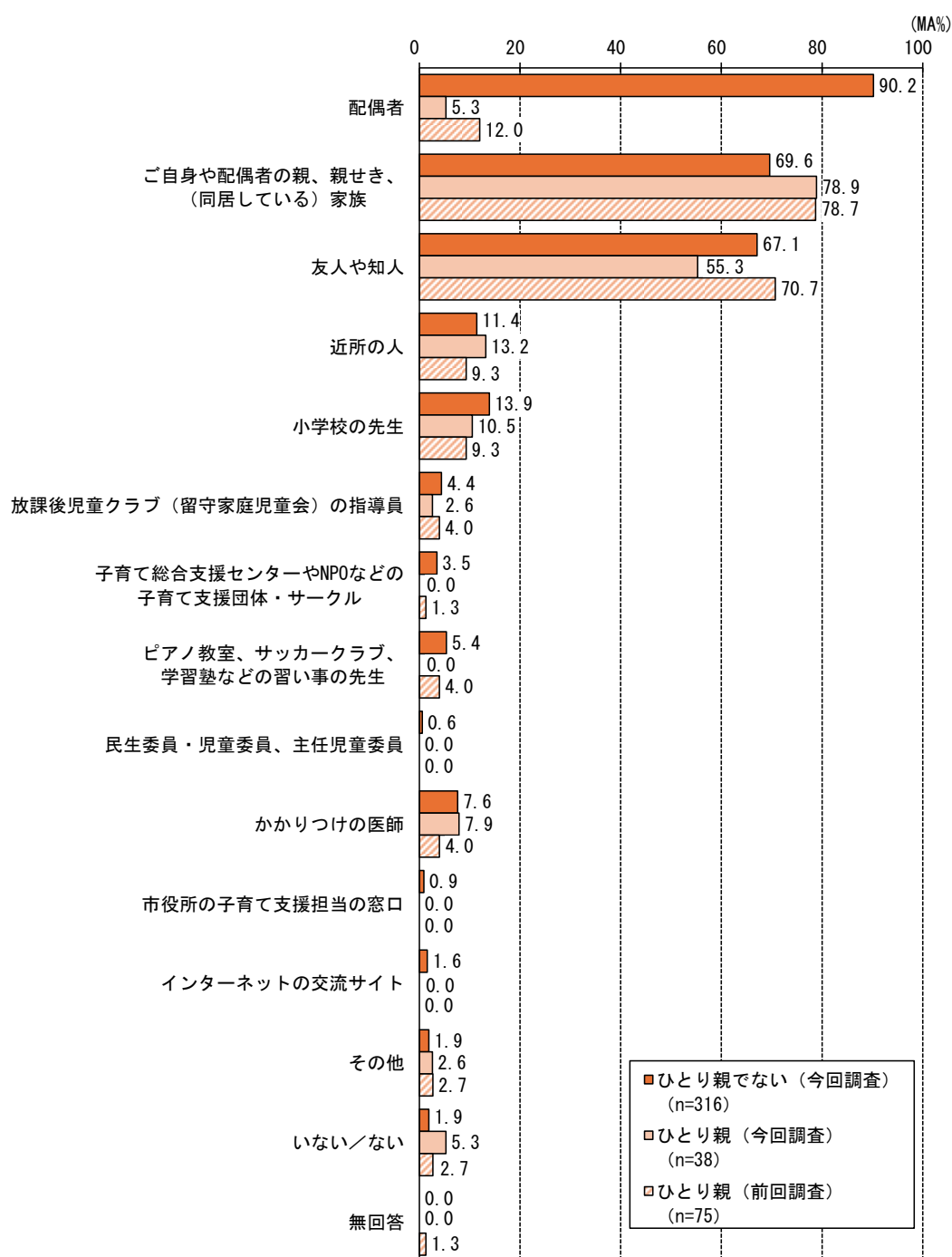
また、ひとり親家庭では、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」「友人や知人」の割合が高く、専門的な知識で対応することができる公的機関や相談員等への相談割合が低くなっています。

ひとり親家庭について、前回調査と比べると、「友人や知人」と回答された方の割合が大幅に低くなっています。

◆気軽に相談できる人や場所【就学前児童】



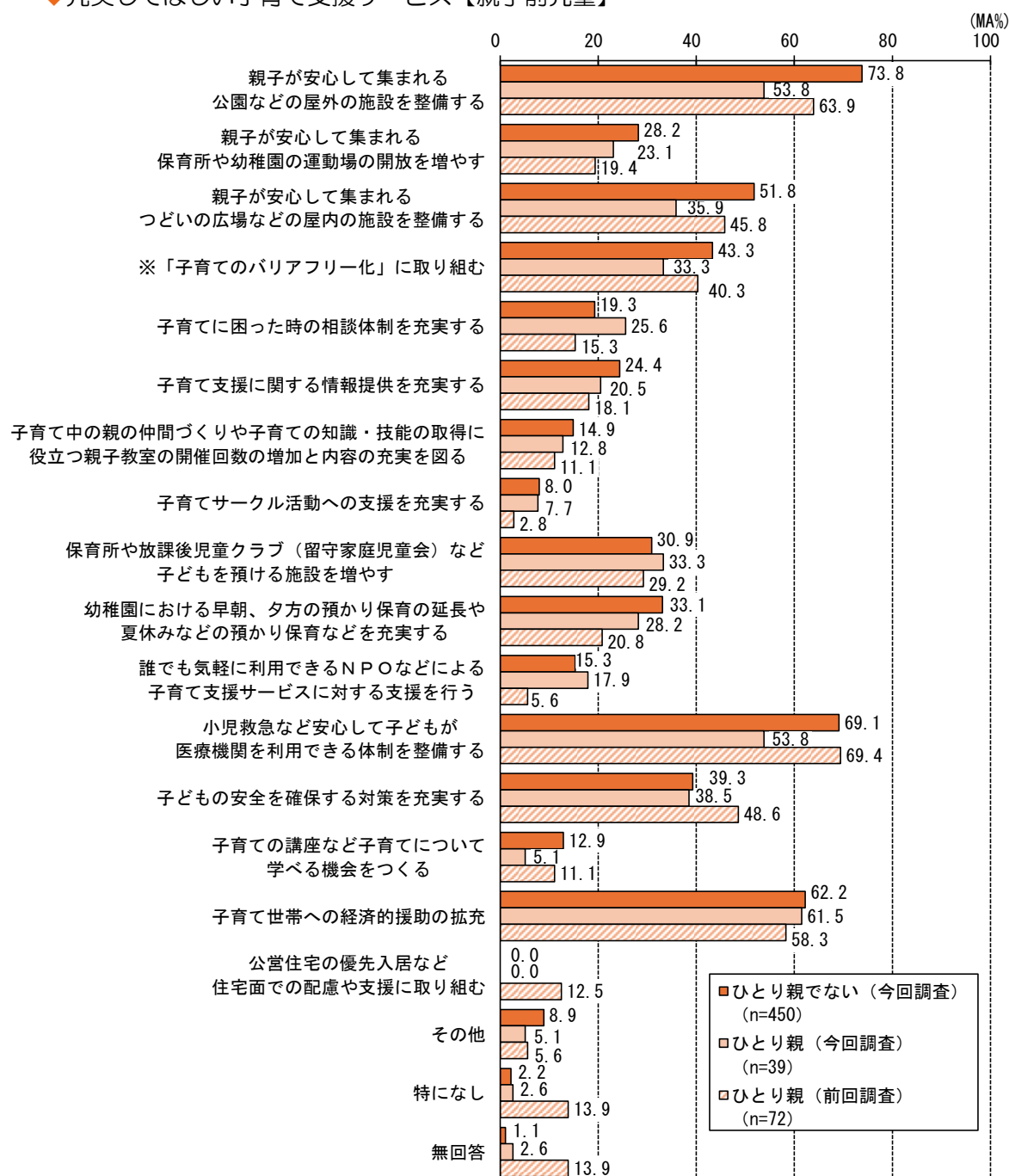
◆気軽に相談できる人や場所【就学児童】



⑥ 充実してほしい子育て支援サービス

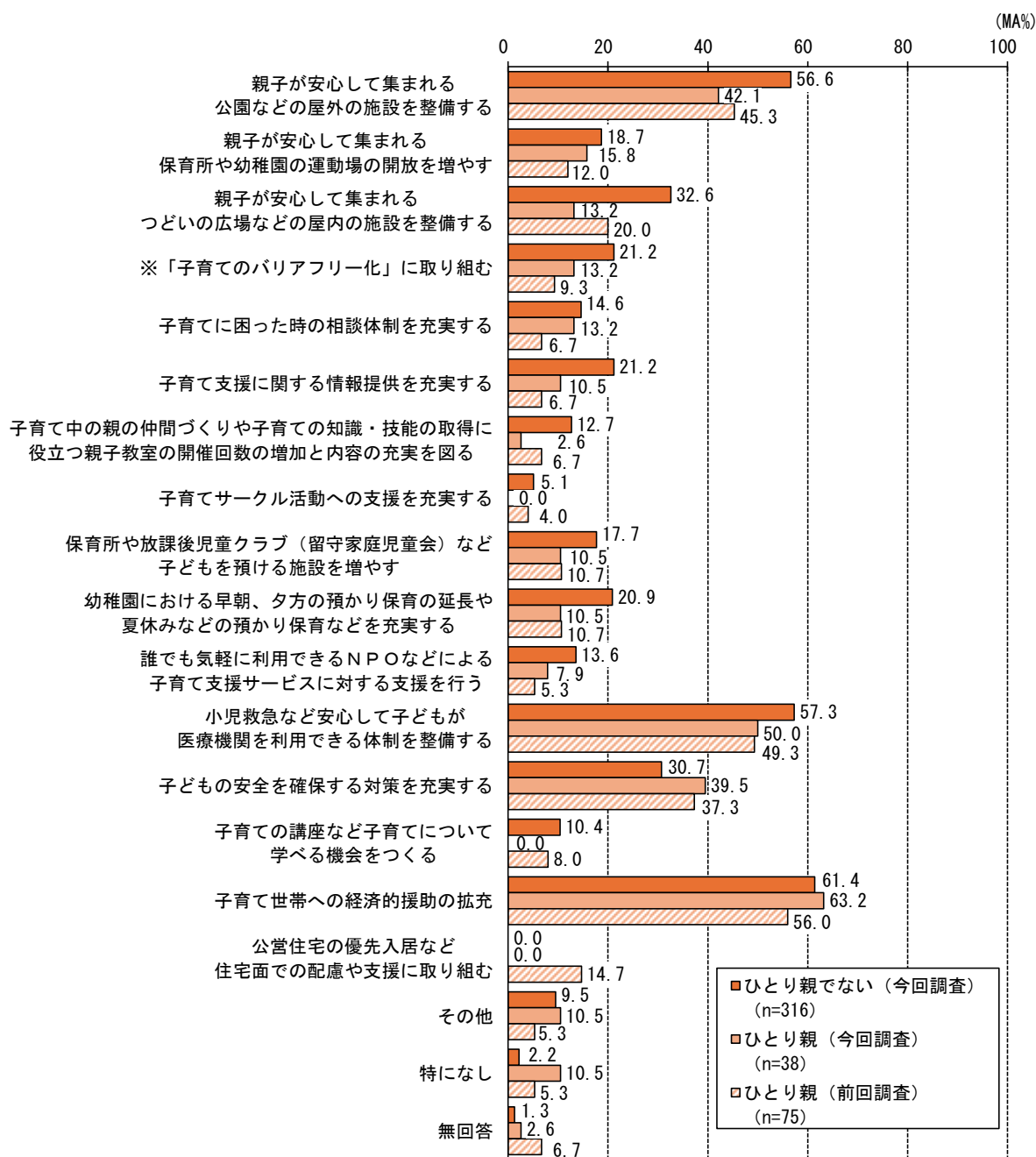
充実してほしい子育て支援サービスについて、ひとり親家庭がひとり親でない家庭を上回った回答は、就学前児童では「子育てに困った時の相談体制を充実する」、「保育所や放課後児童クラブ（留守家庭児童会）など子どもを預ける施設を増やす」、「誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う」の3項目であったことに対し、就学児童では、「子どもの安全を確保する対策を充実する」、「子育て世帯への経済的支援の拡充」、「その他」、「特になし」の4項目でした。

◆充実してほしい子育て支援サービス【就学前児童】



※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。掲載にあたり、省略しています。

◆充実してほしい子育て支援サービス【就学児童】



※正しくは「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」です。掲載にあたり、省略しています。

3 本市が抱える課題と今後の方向性

(1) 子育てと仕事の両立と就業支援

ひとり親家庭では、一般的に生計維持の役割を担うために、就労意欲が強いことが想定されます。本市においても、アンケート調査により、すでに就労している方やまだ就労していなくても近い将来に就労したいと考えている方が多く、同様の傾向にあることがうかがえます。こどもが小学生になると、ひとり親家庭の就労形態はフルタイム勤務になる傾向にあり、こどもの成長と併せて就労形態の変更を希望されることがうかがえます。

また、就労するためのこどもの預け先の確保や長時間労働や不規則な勤務など、多様な就労形態への対応などが課題とみられ、ひとり親家庭が安心して仕事を続けられる環境の確保が求められています。

ひとり親家庭が長期的に自立し、安定した生活を営むことができるよう、より良い就業に向けた支援も必要と考えられます。

(2) 経済的支援の充実

全てのひとり親家庭が困窮しているわけではありませんが、アンケート調査から、ひとり親家庭は比較的所得水準が低い傾向にあり、貧困との相関性が強いと考えられます。さらに、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭では非正規雇用率が4割以上となっており、経済的支援を必要としているひとり親家庭が多いということが推測されます。

ひとり親家庭の状況に合った支援に結びつけるため、各種手当等や負担軽減などの経済的な支援をきめ細かに実施することが重要です。

(3) 社会全体でこどもを見守る支援の充実

ひとり親家庭では一人で仕事と子育てを両立しなければならない場合が多く、様々な悩み事、困り事が生じることが考えられます。アンケート調査では、気軽に相談できる相手としては親や親せき、友人や知人が中心となっていますが、前回のアンケート調査よりもポイントが低くなっているものもあり、不安や悩みを抱え、孤立化に結びつく恐れがあります。

また、充実してほしい子育て支援サービスについても、多様な状況にあり、横断的な相談体制の重要性がうかがえます。

悩み事、困り事の内容にもよりますが、支援を必要としている方に早期に対応できるよう、より専門的な知識を有する相談員による相談窓口の充実と周知を継続していくことが重要です。

4 基本目標

基本目標 1 就業支援の推進

目標の方向性

ひとり親家庭等がより良い水準の雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、ひとり親家庭等の雇用の促進に結びつく支援体制を充実します。

さらに、ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2 経済的支援の充実

目標の方向性

ひとり親家庭等にとって経済的な支えとなっている児童扶養手当をはじめとする各種手当や貸付・助成などの制度の有効活用を促進するなど、ひとり親家庭等の経済的自立に結びつく支援体制を充実します。

基本目標 3 相談・情報提供体制の充実

目標の方向性

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活面や就職等に関する様々な悩みについて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげる相談・情報提供体制の充実を図ります。

5 基本目標ごとの取組

(1) 就業支援の推進

①より良い就業に向けた能力開発等への支援

◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父の個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立に向けた支援をするとともに、自立した後もアフターケアにて、継続的な支援を行います。
担当課	こども支援課

◆被保護者就労支援事業

事業内容	被保護者からの就労相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ります。
担当課	生活支援課

◆地域就労支援事業

事業内容	就職困難者等からの雇用・就労に関する相談をはじめ、能力開発講座の実施や関係機関との連携など、雇用・就労の支援を行います。
担当課	生活環境課

◆自立支援教育訓練給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が、職業能力の向上をめざした教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、自立を支援します。
担当課	こども支援課

◆高等職業訓練促進給付金事業

事業内容	ひとり親家庭の母又は父が就業に結びつきやすい国家資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練を受講する期間について、給付金を支給することにより、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にします。
担当課	こども支援課

②子育てをはじめとした生活面への支援

◆阪南市留守家庭児童会

事業内容	保護者が労働等の事由により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その児童の健全な育成を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆保育所等保育の提供

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児を保育所や認定こども園等で保育します。
担当課	こども政策課

◆保育所等への優先入所

事業内容	保護者が就労している等の事由により、保育を必要とする乳幼児のいる生活保護世帯やひとり親家庭等については、保育所等への入所を優先します。
担当課	こども政策課

◆延長保育事業

事業内容	保育所・認定こども園等において、保育認定を受けた子どもを通常の利用時間を延長して保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆一時預かり事業（預かり保育）

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を実施します。
担当課	こども政策課

◆病児保育事業

事業内容	病児・病後児に対し、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。
担当課	こども政策課

◆ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	おおむね生後3か月から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
担当課	こども支援課

(2) 経済的支援の充実

①経済的支援

◆児童扶養手当

事業内容	離婚等によるひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、こどもを養育する人に対し、年6回支給します。
担当課	こども支援課

◆ひとり親家庭医療費助成事業

事業内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要な医療を受けやすくします。
担当課	こども支援課

◆母子・父子・寡婦福祉資金（貸付事業）

事業内容	母子・父子・寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助成を図るため、資金の貸し付けを行います。
担当課	こども支援課

◆生活困窮者自立支援事業

事業内容	就労の状況、心身の状況、地域社会との関連性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者が、生活困窮の自立をするための必要な支援を実施します。
担当課	生活支援課

②費用負担の軽減に向けた取組

◆小・中学校要保護・準要保護就学援助事業

事業内容	義務教育を円滑に受けられるよう、経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対して、学校での学習に必要な費用の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

◆小・中学校特別支援教育就学奨励事業

事業内容	小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
担当課	教育総務課

◆阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、阪南市留守家庭児童会の保育料の減額又は免除を行い、負担軽減を図ります。
担当課	生涯学習推進室

◆保育所、認定こども園等の保育料の軽減

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、保育所・認定こども園等の保育料の減額などを行い、負担軽減を図ります。
担当課	こども政策課

◆幼児教育・保育の無償化

事業内容	幼稚園・保育所・認定こども園等を利用することの保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども政策課

◆実費徴収に係る補足給付事業

事業内容	世帯所得の状況等に応じて、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食にかかる費用の一部（副食費）を助成します。
担当課	こども政策課

◆ファミリーサポート利用料の減免

事業内容	ひとり親家庭医療受給者及びひとり親家庭である生活保護受給世帯のうち、小学校3年生以下の児童がいる保護者に対して、対象児童1人につき年間24枚のサポート利用券を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	こども支援課

◆JR通勤定期乗車券割引

事業内容	児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する人に対し、JR通勤定期乗車券割引に関する証明書の交付を行います。
担当課	こども支援課

(3) 相談・情報提供体制の充実

◆母子・父子・寡婦生活相談

事業内容	母子父子自立支援員が、生活全般やこどものこと、就職や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談等を実施します。
担当課	こども支援課

◆ひとり親家庭等に対する施策や子育て情報、各種相談窓口の周知

事業内容	ひとり親家庭等に対し、各種相談窓口や制度等の周知を行います。
担当課	こども支援課

◆専門相談機関との連携

事業内容	適切な支援につなげるため、各種専門相談機関と相互連携を図り、支援体制を強化します。
担当課	こども支援課

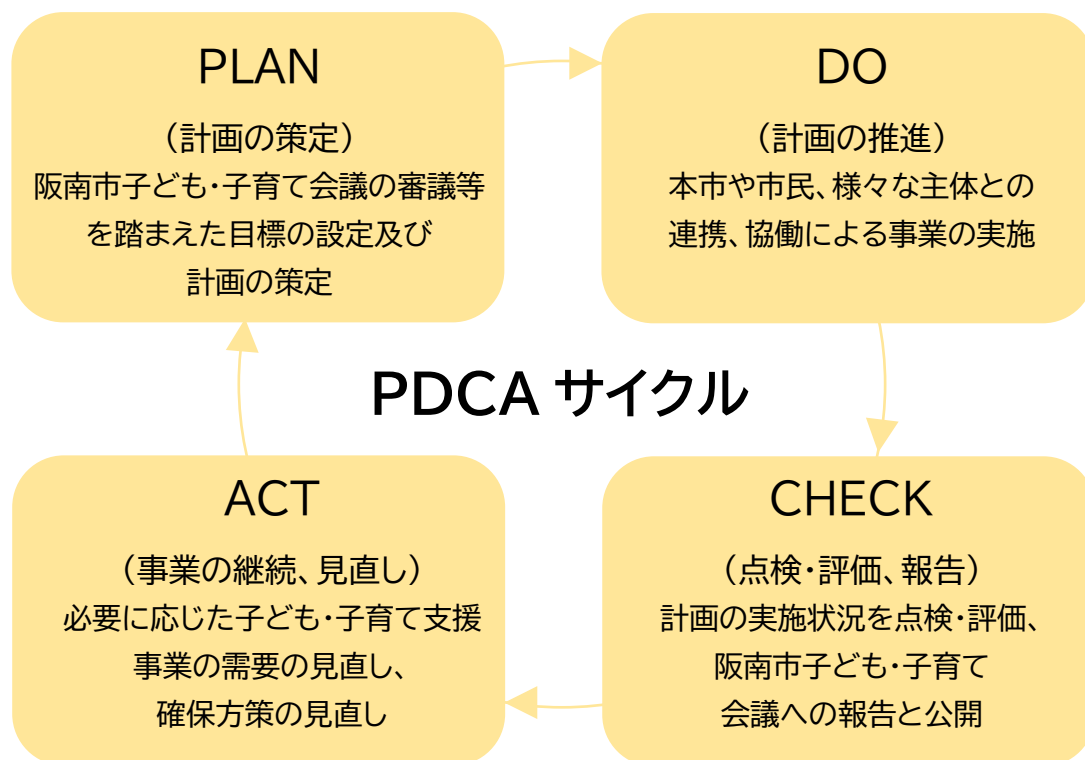
第8章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、子ども・子育て支援事業者、学校、市民等と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、阪南市子ども・子育て会議において点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげます。



資料編

1 阪南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 11 日
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、阪南市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令 5 条例 3・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の市が実施する子どもに関する施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び意見を述べることができる。

(令 5 条例 3・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて、委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)の関係団体に属する者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 阪南市子ども・子育て会議委員名簿

番号	区分	氏名	所属等	選出区分	任期
1	会長	シメダ シンイチロウ ト田 真一郎	常磐会短期大学	学識経験のある者	
2	副会長	ミワ コ 三輪 よし子	大阪総合保育大学	学識経験のある者	
3	委員	オオタニ ナオコ 大谷 直子	市民委員	公募による市民	
4		オクイ ヒロシ 奥井 宏	私立幼稚園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
5		オクノ 奥野 ユカリ	市立幼稚園長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
6		カメオカ タケコキ 亀岡 建亨	市立保育所 保護者会	市民	R6.7.1～
7		カワバタ トモヨ 川端 智代	NPO 法人 子ども NPO はらっぱ	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	～R7.2.28
8		キド ユウコ 城戸 侑子	阪南市 PTA 協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	R6.7.1～
9		クルマタニ マサコ 車谷 雅子	阪南市校区福祉委員会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	
10		コダイ アキノブ 小鯛 彰信	阪南市 PTA 協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	～R6.6.30
11		サトウ タケシ 佐藤 剛	市立幼稚園 保護者	市民	R6.4.1～
12		シンジ ケイコ 穴道 恵子	市立保育所長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
13		タケオカ ケイスケ 竹岡 敬介	市民委員	公募による市民	
14		タケツナ フミヒロ 竹綱 文啓	私立幼稚園 保護者	市民	
15		タナカ コウイチ 田中 浩一	阪南市社会福祉協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	R6.8.1～
16		タニ ツカサ 谷 都嵩	認定こども園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
17		ナグラ ユウ 名倉 悠	認定こども園 保護者会	市民	
18		ニッタ アキ 新田 亜季	市民委員	公募による市民	
19		ネナシ テルミ 根無 昭美	NPO 法人 子ども NPO はらっぱ	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	R7.3.1～
20		ハマイ ヒデヒロ 濱井 英洋	市校長会	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
21		フジシマ ショウタ 藤島 翔太	市立保育所 保護者会	市民	～R6.6.30
22		マツオカ マイコ 松岡 妹子	市立幼稚園 保護者	市民	～R6.3.31
23		ヨシカワ トシヒデ 吉川 宗秀	阪南市社会福祉協議会	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	～R6.7.31

※敬称略、委員については五十音順

3 計画の策定過程

実施日		策定過程
令和5年度	1月19日	◆令和5年度 第1回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査について
	2月13日～2月29日	◆アンケート調査の実施
令和6年度	6月10日	◆令和6年度 第1回 阪南市子ども・子育て会議 ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果の概要について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う教育・保育提供区域の設定について
	8月8日	◆令和6年度 第2回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策及びその実績について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における人口推計等について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込み（案）について
	10月9日～10月23日	◆サウンディング型調査の実施
	10月22日	◆令和6年度 第3回 阪南市子ども・子育て会議 ・特定教育・保育施設における利用定員の設定について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る確保方策（案）について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
	12月23日	◆令和6年度 第4回 阪南市子ども・子育て会議 ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画における子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策の追加について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	2月3日～3月4日	◆パブリックコメントの実施
	3月14日	◆令和6年度 第5回 阪南市子ども・子育て会議 ・第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画にかかる施策・事業等の進捗管理について ・第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果等について ・乳児等通園支援事業所の整備について

4 阪南市子どもの権利に関する条例

前文

阪南市の子どもたちは、全てかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。

全ての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重される権利を有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、児童の権利に関する条約に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、また、SDGs（持続可能な開発目標）の目標である「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」の考え方も踏まえ、その健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。

子どもは、自ら育つ力と多くの可能性があり、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性や社会性、そして豊かな人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、子どもを大切にす文化を醸成するという役割を担っています。

阪南市では、子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化等、子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育むため、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援をしなければなりません。

そして、私たち大人は、子どもが「権利の主体」であることを念頭に置きつつ、子どもと大人はパートナーであるという認識を持って、当事者である子どもたちの思いや意見を聴き取り、「共創」によるまちづくりを進めてまいります。

ここに私たちは、阪南市の子どもたちが、豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、自分も他の人も大切にできる、人を思いやる心を持った次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援をすることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第2章 子どもの権利

第3条 代表的な子どもの権利

第3章 子どもの権利の保障

第4条 子どもを取り巻く主体の役割

第5条 大人の役割

第6条 保護者の役割

第7条 学校園所等の役割

第8条 地域社会の役割

第9条 市の役割

第10条 権利の主体としての子どもの 育ち

第4章 子どもに関わる施策の推進

第11条 子ども・子育て当事者等の意見の反映

第12条 子どもの意見表明及び参加の場

第13条 子育て家庭への支援

第14条 支援等の充実

第15条 相談支援体制の充実

第16条 多様な子どもへの支援

第17条 子どもの貧困対策

第18条 虐待等の予防等

第19条 関係諸機関との連携

第20条 条例の広報等

第5章 雑則

第21条 委任

5 用語集

あ行

●親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図るため、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、必要な支援を行う事業。

か行

●確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制に関する確保の内容及びその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づいて作成される市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、定めた量の見込みに対応して設定する。

●子育て世帯訪問支援事業

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、不安や悩みの傾聴及び家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業。

●こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、子ども家庭支援員等が中心となって、子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

●コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

さ行

●産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業。

●児童育成支援拠点事業

虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、必要な支援を包括的に提供する事業。

な行

●乳児等通園支援事業

こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。

●妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなげる事業。

ら行

●量の見込み

教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の利用意向総数をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて定める。

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：阪南市

編集：阪南市 子ども未来部 子ども政策課

〒599-0292 阪南市尾崎町 35 番地の1

TEL 072-471-5678 FAX 072-473-3504

